

公表用

令和4年11月

狛江市議会第4回定例会提出議案

 東京都狛江市

提 出 議 案

	頁
1 議案第43号 令和4年度狛江市一般会計補正予算（第4号）	-4-
2 議案第44号 令和4年度狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）	-30-
3 議案第45号 狛江市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例	-48-
4 議案第46号 狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例	-50-
5 議案第47号 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	-54-
6 議案第48号 狛江市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例	-61-
7 議案第49号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	-64-
8 議案第50号 狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例	-67-
9 議案第51号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	-104-

- | | | | |
|----|--------|------------------------------|-------|
| 10 | 議案第52号 | 狛江市多世代・多機能型交流拠点の設置及び管理に関する条例 | -120- |
| 11 | 議案第53号 | 狛江市立小・中学校児童生徒用タブレット等の購入 | -123- |
| 12 | 同意第3号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | -124- |

議案第 43 号

令和 4 年度狛江市一般会計補正予算（第 4 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第43号別紙

令和4年度

狛江市一般会計補正予算(第4号)

令和4年度狛江市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度狛江市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93,160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,932,644千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月24日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
15. 国庫支出金		7,424,145	34,135	7,458,280
	1. 国庫負担金	4,889,216	30,000	4,919,216
	2. 国庫補助金	2,508,858	4,135	2,512,993
16. 都支出金		5,486,386	31,860	5,518,246
	2. 都補助金	3,507,820	26,495	3,534,315
	3. 委託金	239,783	5,365	245,148
21. 諸収入		508,493	27,165	535,658
	5. 雑収入	496,271	27,165	523,436
歳入	合 計	35,839,484	93,160	35,932,644

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
1. 議会費		313,435	200	313,635
	1. 議会費	313,435	200	313,635
2. 総務費		4,180,892	42,396	4,223,288
	1. 総務管理費	3,367,877	44,704	3,412,581
	2. 徴税費	380,033	△1,200	378,833
	3. 戸籍住民基本台帳費	273,299	△1,308	271,991
	6. 監査委員費	23,495	200	23,695
3. 民生費		18,034,827	18,058	18,052,885
	1. 社会福祉費	7,530,687	△1,808	7,528,879
	2. 児童福祉費	7,970,646	17,866	7,988,512
	3. 生活保護費	2,533,494	2,000	2,535,494
4. 衛生費		2,846,409	14,214	2,860,623
	1. 保健衛生費	1,582,236	33,221	1,615,457
	2. 清掃費	1,264,173	△19,007	1,245,166
6. 農業費		52,891	700	53,591
	1. 農業費	52,891	700	53,591
7. 商工費		340,192	350	340,542
	1. 商工費	340,192	350	340,542
8. 土木費		2,624,222	2,550	2,626,772
	1. 土木管理費	123,756	2,000	125,756
	4. 都市計画費	1,963,829	550	1,964,379
9. 消防費		1,269,442	△30,224	1,239,218
	1. 消防費	1,269,442	△30,224	1,239,218
10. 教育費		4,270,370	9,514	4,279,884
	1. 教育総務費	583,894	1,586	585,480
	2. 小学校費	1,047,596	500	1,048,096
	3. 中学校費	604,063	7,228	611,291
	5. 社会教育費	1,401,178	200	1,401,378
11. 公債費		1,671,458	△20,584	1,650,874
	1. 公債費	1,671,458	△20,584	1,650,874
12. 諸支出金		200,597	55,986	256,583
	1. 基金費	200,597	55,986	256,583
歳出	合計	35,839,484	93,160	35,932,644

狛江市一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	7,424,145	34,135	7,458,280
16. 都支出金	5,486,386	31,860	5,518,246
21. 諸収入	508,493	27,165	535,658
歳入合計	35,839,484	93,160	35,932,644

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	313,435	200	313,635	0	0	0	0	200
2. 総務費	4,180,892	42,396	4,223,288	0	0	0	0	42,396
3. 民生費	18,034,827	18,058	18,052,885	1,414	25,910	0	0	△9,266
4. 衛生費	2,846,409	14,214	2,860,623	32,721	0	0	0	△18,507
6. 農業費	52,891	700	53,591	0	0	0	0	700
7. 商工費	340,192	350	340,542	0	0	0	0	350
8. 土木費	2,624,222	2,550	2,626,772	0	0	0	0	2,550
9. 消防費	1,269,442	△30,224	1,239,218	0	541	0	0	△30,765
10. 教育費	4,270,370	9,514	4,279,884	0	0	0	0	9,514
11. 公債費	1,671,458	△20,584	1,650,874	0	0	0	0	△20,584
12. 諸支出金	200,597	55,986	256,583	0	0	0	0	55,986
歳出合計	35,839,484	93,160	35,932,644	34,135	26,451	0	0	32,574

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 衛生費 国庫負担金	千円 193,201	千円 30,000	千円 223,201	1. 保健衛生費 負担金	千円 30,000	2. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 千円
計	4,889,216	30,000	4,919,216			

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 国庫補助金	千円 1,323,152	千円 1,414	千円 1,324,566	1. 社会福祉費 補助金	千円 900	8. 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 千円
				4. 児童福祉費 補助金	514	4. 保育対策総合支援事業費補助金
3. 衛生費 国庫補助金	320,883	2,721	323,604	1. 保健衛生費 補助金	2,721	3. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金
計	2,508,858	4,135	2,512,993			

(款) 16. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費都補助金	千円 1,461,207	千円 541	千円 1,461,748	1. 総務管理費 補助金	千円 541	10. 避難所感染症対策物資購入支援事業補助金 千円
2. 民生費都補助金	1,654,194	25,954	1,680,148	1. 社会福祉費 補助金	10,028	6. 障がい福祉サービス事業所物価高騰緊急対策事業補助金
				6. 児童福祉費 補助金	15,926	8. 子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金 180 30. 保育所等物価高騰緊急対策事業補助金 15,489 31. 保育所環境改善等事業費補助金 257
計	3,507,820	26,495	3,534,315			

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費委託金	千円 194,087	千円 5,365	千円 199,452	2. 徴税費委託金	千円 5,365	1. 都民税取扱委託金
計	239,783	5,365	245,148			

(款) 21. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	千円 496,271	千円 27,165	千円 523,436	6. 雑入	千円 27,165	8. 多摩川衛生組合負担金清算金
計	496,271	27,165	523,436			

(款) 21. 諸収入

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 議会費	千円 313,435	千円 200	千円 313,635	千円	千円	千円	千円	千円 200		千円	
								200	3. 職員手当等	200	
										1. 人件費 〔職員課〕 職員手当等	200 200
計	313,435	200	313,635					200			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源				一般財源	区分		金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	千円 1,572,424	千円 24,901	千円 1,597,325	千円	千円	千円	千円	千円 24,901		千円		
								△1,099	1. 報酬	22,000		
									2. 給料	△5,000		
									3. 職員手当等	7,901		
										1. 人件費 〔職員課〕 給料	△1,099 △5,000	
										一般職給 職員手当等	3,901	
								26,000		8. 職員管理費	26,000	
										〔職員課〕 報酬	22,000	
										一般事務報酬 職員手当等	4,000	
7. 企画費	140,025	7,361	147,386					7,361				
								7,361	18. 負担金, 補助及び 交付金	7,361	23. こまへのデザイン, 〔未来戦略室〕 負担金, 補助及び交付金	7,361 7,361
											市道236号線等設計関係費負 担金	
11. 諸費	679,625	12,442	692,067					12,442				

								12,442	22. 償還金, 利子及び 割引料	12,442	1. 一般事務費 〔子ども政策課〕 償還金, 利子及び割引料 過年度国, 都支出金等還付 金	12,442
計	3,367,877	44,704	3,412,581					44,704				

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明	
				特定財源					区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
1. 税務総務費	千円 223,466	千円 △1,200	千円 222,266	千円	千円	千円	千円	△1,200			千円	
								△1,200	2. 給料	△1,000	1. 人件費 〔職員課〕 給料 一般職給 職員手当等	△1,200
									3. 職員手当等	△200		△1,000
計	380,033	△1,200	378,833					△1,200				△200

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明	
				特定財源					区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
1. 戸籍住民 基本台帳費	千円 272,737	千円 △1,308	千円 271,429	千円	千円	千円	千円	△1,308			千円	
								△1,308	2. 給料	△1,000	1. 人件費 〔職員課〕 給料 一般職給 職員手当等	△1,308
									3. 職員手当等	△308		△1,000
計	273,299	△1,308	271,991					△1,308				△308

(項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 監査委員費	千円 23,495	千円 200	千円 23,695	千円	千円	千円	千円			千円	
							200	3. 職員手当等	200	1. 人件費 200	
										[職員課] 職員手当等 200	
計	23,495	200	23,695				200				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉 総務費	千円 2,706,011	千円 △1,838	千円 2,704,173	千円 900	千円 10,028	千円	千円			千円	
							△12,766	2. 給料	△10,000	1. 人件費 △12,900	
							△12,900	3. 職員手当等	△2,900	[職員課]	
								11. 役務費	28	給料 △10,000	
								1. 通信 運搬費	28	一般職給 職員手当等 △2,900	
								12. 委託料	534		
				900			134	18. 負担金, 補助及び 交付金	10,500	25. 生活困窮者自立相談支援事業 1,034	
										[福祉相談課] 委託料 534 子どもの学習・生活支援事 業委託 負担金, 補助及び交付金 500 NPO法人等に対する活動 支援事業補助金	
					10,028					41. 障がい福祉サービス事業所物 価高騰緊急対策事業 10,028	
										[高齢障がい課] 役務費 28	

											通信運搬費 (28) 郵送料 負担金、補助及び交付金 10,000 障がい福祉サービス事業所 物価高騰緊急対策事業補助 金
5. 国民年金費	10,892	30	10,922					30			
								30	3. 職員手当等	30	1. 人件費 30
											[職員課] 職員手当等 30
計	7,530,687	△1,808	7,528,879	900	10,028			△12,736			

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉 総務費	千円 2,535,054	千円 △3,570	千円 2,531,484	千円	千円 150	千円	千円	千円 △3,720 △3,720		千円	
					150				2. 給料	△3,000	1. 人件費 △3,720
									3. 職員手当等	△720	[職員課]
									18. 負担金, 補助及び 交付金	150	給料 △3,000 一般職給 職員手当等 △720
											8. みんなで子育て事業 150
											[子ども政策課] 負担金、補助及び交付金 150 子ども食堂事業補助金
2. 児童措置費	4,046,617	15,475	4,062,092		15,475						
					15,475				18. 負担金, 補助及び 交付金	15,475	14. 保育所等物価高騰緊急対策事 業 15,475
											[子ども政策課 3] 負担金、補助及び交付金 3 保育所等物価高騰緊急対策 事業補助金
											[児童育成課 15,472] 負担金、補助及び交付金 15,472

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

											修繕料 (1,155)
											施設修繕
											役務費 25
											通信運搬費 (25)
											電話回線架設料
											委託料 297
											学校110番設置委託
											備品購入費 196
											事業用備品
計	7,970,646	17,866	7,988,512	514	15,882				1,470		

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 生活保護 総務費	千円 172,523	千円 2,000	千円 174,523	千円	千円	千円	千円			千円	
							2,000				
							2,000	3. 職員手当等	2,000	1. 人件費 〔職員課〕 職員手当等	2,000
計	2,533,494	2,000	2,535,494				2,000				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生 総務費	千円 516,996	千円 500	千円 517,496	千円	千円	千円	千円			千円	
							500				
							500	3. 職員手当等	500	1. 人件費 〔職員課〕 職員手当等	500
2. 予防費	896,705	32,721	929,426	32,721							
				32,721							
								1. 報酬	2,721	9. 新型コロナ予防接種	32,721
								12. 委託料	30,000	〔新型コロナ予防接種室〕 報酬	2,721

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	一般事務報酬 委託料 30,000 新型コロナ予防接種会場運 営委託	
計	1,582,236	33,221	1,615,457	32,721			500				

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 清掃総務費	千円 113,851	千円 △5,180	千円 108,671	千円	千円	千円	千円 △5,180 △5,180	2. 給料	△3,000	1. 人件費 △5,180 〔職員課〕 給料 △3,000 一般職給 職員手当等 △2,180	
2. 塵芥処理費	1,072,411	△13,827	1,058,584				△13,827 △13,827	3. 職員手当等 18. 負担金, 補助及び 交付金	△2,180 △13,827	5. 組合維持管理費 △13,827 〔清掃課〕 負担金, 補助及び交付金 △13,827 多摩川衛生組合負担金	
計	1,264,173	△19,007	1,245,166				△19,007				

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 農業総務費	千円 12,229	千円 700	千円 12,929	千円	千円	千円	千円 700 700	2. 給料	300	1. 人件費 700 〔職員課〕	
								3. 職員手当等	300		

									4. 共 済 費	100	給料	300
											一般職給 職員手当等	300
											共済費	100
計	52,891	700	53,591					700				

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 商工総務費	千円 55,226	千円 350	千円 55,576	千円	千円	千円	千円		千円		
							350	3. 職員手当等	350	1. 人件費 [職員課] 職員手当等	350 350
計	340,192	350	340,542				350				

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 土木総務費	千円 123,756	千円 2,000	千円 125,756	千円	千円	千円	千円		千円		
							2,000	3. 職員手当等	2,000	1. 人件費 [職員課] 職員手当等	2,000 2,000
計	123,756	2,000	125,756				2,000				

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 都市計画 総 務 費	千円 637,144	千円 550	千円 637,694	千円	千円	千円	千円		千円		
							550	3. 職員手当等	550	1. 人件費	550

(款) 8. 土木費 (項) 4. 都市計画費

(款) 8. 土木費 (項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円 〔職員課〕 職員手当等	
計	1,963,829	550	1,964,379				550			550	

(款) 9. 消防費
(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 常備消防費	千円 1,076,557	千円 △31,329	千円 1,045,228	千円	千円	千円	千円 △31,329 △31,329	18. 負担金, 補助及び 交付金	千円 △31,329	千円 1. 常備消防事務委託費 △31,329 〔安心安全課〕 負担金, 補助及び交付金 △31,329 常備消防事務委託負担金	
4. 災害対策費	81,907	1,105	83,012		541		564 564	17. 備品購入費	1,105	2. 災害対策関係費 1,105 〔安心安全課〕 備品購入費 1,105 災害対策用備品	
計	1,269,442	△30,224	1,239,218		541		△30,765				

(款) 10. 教育費
(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 事務局費	千円 182,499	千円 1,586	千円 184,085	千円	千円	千円	千円 1,586 1,586	3. 職員手当等	千円 1,586	千円 1. 人件費 1,586 〔職員課〕 職員手当等 1,586	
計	583,894	1,586	585,480				1,586				

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
5. 学校給食費	千円 478,592	千円 500	千円 479,092	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							500	3. 職員手当等	500	1. 人件費 〔職員課〕 職員手当等	
計	1,047,596	500	1,048,096				500				

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	千円 181,349	千円 6,974	千円 188,323	千円	千円	千円	千円		千円	千円	
							6,974	3. 職員手当等	150	1. 人件費	
							150	11. 役員費	1,594	〔職員課〕	
								3. 手数料	1,594	職員手当等	
								12. 委託料	4,253		
							5,847	17. 備品購入費	977	2. 学校維持管理費	
										〔学校教育課〕	
										役員費	
										手数料	
										廃棄処分手数料	
										サーバー移設手数料	
										委託料	
										第四中学校普通教室化等改	
										修委託	
										第四中学校扇風機設置委託	
										240	
							977			3. 学校管理用備品整備	
										〔学校教育課〕	
										備品購入費	
										学校管理用備品	

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2. 教育振興費	千円 91,536	千円 104	千円 91,640	千円	千円	千円	千円 104		千円 104	千円 104	
								1. 報酬			
5. 学校給食費	263,112	150	263,262				150		150	150	
								3. 職員手当等			
計	604,063	7,228	611,291				7,228				

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会教育 総務費	千円 297,477	千円 200	千円 297,677	千円	千円	千円	千円 200		千円 200	千円 200	
								3. 職員手当等			
計	1,401,178	200	1,401,378				200				

(款) 11. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 元金	千円 1,591,550	千円 △3,545	千円 1,588,005	千円	千円	千円	千円 △3,545		千円 △3,545	千円 △3,545	
								22. 償還金, 利子及び 割引料			

											民生債 476
											土木債 355
											教育債 △7,222
											臨時財政対策債 2,846
2. 利 子	79,908	△17,039	62,869					△17,039			1. 長期債, 一時借入金償還利子 △17,039
								△17,039	22. 償還金, 利子及び 割引料	△17,039	[財政課] 償還金, 利子及び割引料 △17,039
											民生債 △1,037
											土木債 △1,183
											教育債 △3,243
											臨時財政対策債 △11,576
計	1,671,458	△20,584	1,650,874					△20,584			

(款) 12. 諸支出金

(項) 1. 基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分		金 額
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 財政調整 基金費	千円 200,595	千円 55,986	千円 256,581	千円	千円	千円	千円			千円	
							55,986				
							55,986	24. 積立金	55,986	1. 財政調整基金費 55,986	
										[財政課] 積立金 55,986 財政調整基金積立金	
計	200,597	55,986	256,583				55,986				

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	年 間 支 給 率 (月 分) 期 末 手 当 (千 円)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千 円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3			(4.55) 13,067				41,783	6,961	48,744	
	議 員	22	123,021		(4.40) 53,879				176,900	38,424	215,324	
	そ の 他 の 特 別 職	851	69,279						69,279		69,279	
	計	876	192,300	28,716	66,946				287,962	45,385	333,347	
補 正 前	長 等	3			(4.45) 12,780				41,496	6,961	48,457	
	議 員	22	123,021		(4.40) 53,879				176,900	38,424	215,324	
	そ の 他 の 特 別 職	840	69,175						69,175		69,175	
	計	865	192,196	28,716	66,659				287,571	45,385	332,956	
比 較	長 等	0	0		287				287	0	287	
	議 員	0	0		0				0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	11	104						104		104	
	計	11	104	0	287				391	0	391	

2 一般職

(1) 総括 ()内は、再任用職員 別掲 【】内は、会計年度任用職員 別掲 (単位：千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(10) 【567】 438	781,790	1,647,681	1,424,077	3,853,548	602,160	4,455,708
補正前	(10) 【553】 437	757,069	1,672,681	1,411,255	3,841,005	602,060	4,443,065
比 較	(0) 【14】 1	24,721	△ 25,000	12,822	12,543	100	12,643

(職員手当の内訳)

(単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備 考
補正後	278,999	33,876	58,671	9,900	104,025	767,579	207	35,616	25,600	109,604	
補正前	282,999	33,984	58,671	9,900	104,025	754,649	207	35,616	25,600	105,604	
比 較	△ 4,000	△ 108	0	0	0	12,930	0	0	0	4,000	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考	
報 酬	24,721	その他の増減分	24,721	その他の増加分	24,721
給 料	△ 25,000	給料改定に伴う増減分	2,500	給料改定に伴う増加分	2,500
		その他の増減分	△ 27,500	その他の減少分	△ 27,500
職員手当	12,822	制度改正等に伴う増減分	16,630	制度改正等に伴う増加分	16,630
		その他の増減分	△ 3,808	その他の減少分	△ 3,808

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和4年11月1日現在	平均給料月額 (円)	321,330	316,532
	平均給与月額 (円)	426,818	380,614
	平均年齢 (歳)	43.1	54.7
令和4年1月1日現在	平均給料月額 (円)	314,710	308,167
	平均給与月額 (円)	419,901	367,515
	平均年齢 (歳)	42.4	55.9

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	技 能 労 務 職 (円)	国の制度
			一 般 行 政 職 (円)
高 校 卒	152,200	143,000	154,600
大 学 卒	187,900		189,700 (総合職) 185,200 (一般職)

ウ 級別職員数 ()は、再任用職員 別掲

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年11月1日現在	1 級	168	47.6	1 級	(1) 3	(20.0) 16.7
	2 級	(6) 62	(100.0) 17.6	2 級	(2) 12	(80.0) 66.6
	3 級	59	16.7	3 級		
	4 級	52	14.7	4 級	3	16.7
	5 級	12	3.4			
	計	(6) 353	(100.0) 100.0	計	(3) 18	(100.0) 100.0
令和4年1月1日現在	1 級	172	48.5	1 級	(1) 3	(20.0) 14.3
	2 級	(7) 65	(100.0) 18.3	2 級	(4) 15	(80.0) 71.4
	3 級	58	16.3	3 級	1	4.8
	4 級	49	13.8	4 級	2	9.5
	5 級	11	3.1			
	計	(7) 355	(100.0) 100.0	計	(5) 21	(100.0) 100.0

級別の基準となる職務

区 分	一 般 行 政 職
1 級	主事の職務
2 級	主任の職務
3 級	1 係長の職務 2 主査の職務
4 級	1 課長の職務 2 主幹の職務 3 課長補佐の職務 4 副主幹の職務
5 級	1 部長の職務 2 理事の職務
区 分	技 能 労 務 職
1 級	主事の職務
2 級	主任の職務
3 級	主査の職務
4 級	統括主査の職務

エ 期末手当・勤勉手当 ()内は、再任用職員

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)	3月 (月分)		
補正後	(1.175)	(1.225)	—	(2.40)	(無)
	2.225	2.325	—	4.55	有
補正前	(1.175)	(1.175)	—	(2.35)	(無)
	2.225	2.225	—	4.45	有
国の制度	(1.125)	(1.175)	—	(2.30)	(有)
	2.150	2.250	—	4.40	有

オ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	23.00	30.50	43.00	43.00	-
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

カ 地域手当 (令和4年11月1日現在)

支給対象地域	支給率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に基づく 支給率 (%)
東京都狛江市	16.0	437	16.0

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般行政職	技能労務職
給与総額に対する比率 (%)	0.01	0.01	-
支給対象職員の比率 (%) (令和4年11月1日現在)	5.5	6.8	-
代表的な特殊勤務手当の名称	訪問指導手当、感染症防疫作業手当		

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容				
扶養手当	異なる	配偶者	市	6,000円	国	6,500円
		(技能労務職除く4級職員)		3,000円		
扶養手当	異なる	子	市	9,000円	国	10,000円
		特定期間にある子 (加算)	市	4,000円	国	5,000円
		その他	市	6,000円	国	6,500円
		(技能労務職除く4級職員)		3,000円		
		※市においては、5級職員に対して、扶養手当不支給				
住居手当	異なる	世帯主及びこれに準ずる者 (月額15,000円以上の家賃を支払っている35歳未満の職員)	市	15,000円	国	最高支給限度額27,000円 (借家・借間に居住する者)
通勤手当	異なる	交通機関利用	市	最高支給限度額 55,000円	国	最高支給限度額 55,000円
		交通用具利用	市	2,600円~11,000円	国	2,000円~31,600円

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書（補正）

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	千円 8,203,884	千円 8,089,584	千円 787,500	千円 686,890	千円 8,190,194
(1) 総務債	593,478	537,728		49,702	488,026
(2) 民生債	1,979,786	1,905,507		88,867	1,816,640
(3) 衛生債	449,078	427,524		24,703	402,821
(4) 土木債	1,643,930	1,512,644	141,300	162,963	1,490,981
(5) 消防債	259,137	230,487	49,600	28,669	251,418
(6) 教育債	3,278,475	3,475,694	596,600	331,986	3,740,308
2. 減税補てん債	213,171	146,339		54,617	91,722
3. 臨時財政対策債	10,501,791	10,159,769	300,000	846,498	9,613,271
4. 減収補てん債	31,011	31,011			31,011
合 計	18,949,857	18,426,703	1,087,500	1,588,005	17,926,198

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。

議案第 44 号

令和 4 年度狛江市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

下水道事業会計予算を補正する必要があるため。

議案第44号別紙

令和4年度

狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)

令和4年度 狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度狛江市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支	出
第1款 下水道事業費用	1,353,427千円	42,865千円	1,396,292千円
第1項 営業費用	1,303,200千円	44,901千円	1,348,101千円
第2項 営業外費用	49,226千円	△2,036千円	47,190千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額159,834千円は、過年度分損益勘定留保資金10,443千円、当年度分損益勘定留保資金39,617千円、当年度利益剰余金処分額91,052千円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,722千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額162,651千円は、減債積立金162,651千円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支	出
第1款 資本的支出	520,850千円	2,817千円	523,667千円
第1項 建設改良費	236,355千円	2,319千円	238,674千円
第3項 企業債償還金	235,963千円	498千円	236,461千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	77,716千円	4,567千円	82,283千円

令和4年11月24日提出

狛江市長 松原 俊雄

狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

令和4年度狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	下水道事業 費用		1,353,427	42,865	1,396,292	
	1	営業費用	1,303,200	44,901	1,348,101	
		1 管渠費	837,454	42,653	880,107	
		4 総係費	194,753	2,248	197,001	
	2	営業外費用	49,226	△ 2,036	47,190	
		1 支払利息及 び企業債取 扱諸費	37,926	△ 2,036	35,890	

資本的收入及び支出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的支出		520,850	2,817	523,667	
	1	建設改良費	236,355	2,319	238,674	
		1 管路建設改良費	236,355	2,319	238,674	
	3	企業債償還金	235,963	498	236,461	
		1 企業債償還金	235,963	498	236,461	

令和4年度狛江市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	69,530
減価償却費	251,687
賞与引当金の増減額(△は減少)	432
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 288
受取利息及び配当金	△ 1
長期前受金戻入	△ 212,070
支払利息及び企業債取扱諸費	35,890
未収金の増減額(△は増加)	10,092
前払金の増減額(△は増加)	13,294
未払金の増減額(△は減少)	35,268
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
小計	203,834
利息及び配当金の受取額	1
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 35,890
業務活動によるキャッシュ・フロー	167,945
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 338,260
無形固定資産の取得による支出	△ 44,120
国庫補助金等による収入	54,182
一般会計等からの繰入金による収入	95,231
負担金による収入	121,390
寄附金による収入	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 111,576

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良目的企業債による収入	216,200
建設改良目的企業債の償還による支出	△ 236,461
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 20,261</u>
資金に係る換算差額	0
資金増加額(又は減少額)	36,108
資金期首残高	<u>257,836</u>
資金期末残高	293,944

給与費明細書

(1) 総括 () 内は、再任用職員 別掲 【】 内は、会計年度任用職員 別掲 (単位：千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	【1】 8	1,898	34,139	32,937	68,974	13,309	82,283
補正前	【1】 8	1,898	33,792	28,823	64,513	13,203	77,716
比 較	【0】 0	0	347	4,114	4,461	106	4,567

(職員手当の内訳) (単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備 考
補正後	5,978	1,452	1,764	180	5,792	16,885	0	508	0	378	
補正前	5,914	1,404	1,764	180	2,840	15,863	0	480	0	378	
比 較	64	48	0	0	2,952	1,022	0	28	0	0	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬	0	その他の増減分	0	0
給 料	347	給料改定に伴う増減分	12	給料改定に伴う増加分
		その他の増減分	335	その他の増加分
職 員 手 当	4,114	制度改正等に伴う増減分	1,029	制度改正等に伴う増加分
		その他の増減分	3,085	その他の増加分

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和4年11月1日現在	平均給料月額(円)	355,375	-
	平均給与月額(円)	458,547	-
	平均年齢(歳)	45.0	-
令和4年1月1日現在	平均給料月額(円)	346,825	-
	平均給与月額(円)	479,614	-
	平均年齢(歳)	44.0	-

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	技能労務職(円)	国の制度
			一般行政職(円)
高校卒	152,200	143,000	154,600
大学卒	187,900		189,700(総合職) 185,200(一般職)

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和4年11月1日現在	1級	2	25.0	1級		
	2級	1	12.5	2級		
	3級	3	37.5	3級		
	4級	2	25.0	4級		
	5級	0	0.0			
	計	8	100.0	計		
令和4年1月1日現在	1級	2	25.0	1級		
	2級	2	25.0	2級		
	3級	2	25.0	3級		
	4級	2	25.0	4級		
	5級	0	0.0			
	計	8	100.0	計		

級別の基準となる職務

区 分	一般行政職
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	1 係長の職務 2 主査の職務
4級	1 課長の職務 2 主幹の職務 3 課長補佐の職務 4 副主幹の職務
5級	1 部長の職務 2 理事の職務
区 分	技能労務職
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	統括主査の職務

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6 月（月分）	1 2 月（月分）	3 月（月分）		
補正後	2. 225	2. 325	—	4. 550	有
補正前	2. 225	2. 225	—	4. 450	有
国の制度	2. 150	2. 250	—	4. 400	有

オ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	2 0 年勤続の者（月分）	2 5 年勤続の者（月分）	3 5 年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等
支給率等	23. 00	30. 50	43. 00	43. 00	-
国の制度 （支給率等）	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）

カ 地域手当（令和4年11月1日現在）

支給対象地域	支給率（%）	支給対象職員数（人）	国の指定基準に基づく 支給率（%）
東京都狛江市	16. 0	8	16. 0

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般行政職	技能労務職
給与総額に対する比率（%）			
支給対象職員の比率（%） （令和4年11月1日現在）			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容			
扶養手当	異なる	配偶者 市 6,000円 (技能労務職除く4級職員 3,000円)	国	6,500円	
		子 市 9,000円	国	10,000円	
		特定期間にある子（加算） 市 4,000円	国	5,000円	
		その他 市 6,000円 (技能労務職除く4級職員 3,000円)	国	6,500円	
		※市においては、5級職員に対して、扶養手当不支給			
住居手当	異なる	世帯主及びこれに準ずる者 (月額15,000円以上の家賃 を支払っている35歳未満の 職員) 市 15,000円	国	最高支給限度額27,000円 (借家・借間に居住する者)	
通勤手当	異なる	交通機関利用 市 最高支給限度額 55,000円	国	最高支給限度額 55,000円	
		交通用具利用 市 2,600円～11,000円	国	2,000円～31,600円	

令和4年度狛江市下水道事業会計予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
1 固 定 資 産			3 固 定 負 債		
イ 土 地	48,217		(1) 企 業 債		
ロ 建 物	6,553		企 業 債 合 計	3,597,808	
減 価 償 却 累 計 額	0	6,553	固 定 負 債 合 計		3,597,808
ハ 構 築 物	10,127,856		4 流 動 負 債		
減 価 償 却 累 計 額	△ 646,093	9,481,763	(2) 企 業 債	236,247	
ニ 機 械 及 び 装 置	190,094		(5) 未 払 金	224,270	
減 価 償 却 累 計 額	△ 24,856	165,238	(9) 引 当 金	6,912	
ホ 車 両 運 搬 具	50		(10) そ の 他 流 動 負 債	900	
減 価 償 却 累 計 額	0	50	流 動 負 債 合 計		468,329
ヘ 工 具 , 器 具 及 び 備 品	82		5 繰 延 収 益		
減 価 償 却 累 計 額	△ 24	58	(1) 長 期 前 受 金	6,500,011	
チ 建 設 仮 勘 定	12,853		長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 630,337	
有 形 固 定 資 産 合 計		9,714,732	繰 延 収 益 合 計		5,869,674
ニ 施 設 利 用 権	727,007		負 債 合 計		9,935,811
無 形 固 定 資 産 合 計		727,007			
固 定 資 産 合 計		10,441,739			
2 流 動 資 産			6 資 本 金		604,216
(1) 現 金 預 金		293,944	7 剰 余 金		
(2) 未 収 金	167,712		(1) 資 本 剰 余 金		
貸 倒 引 当 金	△ 331	167,381	イ 国 庫 補 助 金	6,835	
(3) 前 払 金		3,139	ロ 都 道 府 県 補 助 金	2,638	
流 動 資 産 合 計		464,464	ニ 受 贈 財 産 評 価 額	31,472	
資 産 合 計		10,906,203	ホ 寄 附 金	1	
			資 本 剰 余 金 合 計		40,946
			(2) 利 益 剰 余 金		
			イ 減 債 積 立 金	254,606	
			ホ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	70,624	
			(当 年 度 未 処 理 欠 損 金)		
			利 益 剰 余 金 合 計	325,230	
			剰 余 金 合 計		366,176
			資 本 合 計		970,392
			負 債 資 本 合 計		10,906,203

注記

I. 重要な会計方針

狛江市下水道事業会計については、令和2年度より地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し、地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成している。

1 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による。
- ・主な耐用年数
 - 建物 50年
 - 構築物 50年
 - 機械及び装置 10～30年
 - 車両運搬具 6年
 - 工具、器具及び備品 6年

(2)無形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による。
- ・主な耐用年数
 - 施設利用権 45年

2 引当金の計上方法

(1)退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当組合負担金として計上しているため、退職手当に係る引当金の計上はしていない。

(2)賞与引当金・法定福利費引当金

職員の期末勤勉手当及びこれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、

当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

II. 予定貸借対照表等

1 企業債の償還に係る他会計の負担

令和4年度貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる金額は2,748,016千円である。

III. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

2 令和4年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	679,068円
1年超	636,531円
計	1,315,599円

IV. その他の注記

1 賞与引当金の取崩し

(1) 令和4年度の予定（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

令和4年度において、職員の期末勤勉手当及び期末勤勉手当に係る法定福利費として、賞与引当金及び法定福利費引当金 6,368 千円を取り崩すこととしている。

V. セグメント情報に関する注記

狛江市下水道事業会計は単一セグメントにより事業を行っているため記載を省略している。

狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）に関する参考資料

令和4年度狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細

収益の支出

(単位：千円)

款項目	節	既決予定額	補正予定額	合計	備考
1 下水道事業費用		1,353,427	42,865	1,396,292	
1 営業費用		1,303,200	44,901	1,348,101	
1 管渠費		837,454	42,653	880,107	
	30 負担金	462,858	42,653	505,511	多摩川流域下水道野川幹線 下水処理負担金 42,653
4 総係費		194,753	2,248	197,001	
	1 給料	25,890	65	25,955	給料 65
	2 手当	18,341	1,769	20,110	職員手当 1,769
	3 賞与引当金繰入額	4,074	316	4,390	賞与引当金繰入額 316
	6 法定福利費	9,033	98	9,131	法定福利費 98
2 営業外費用		49,226	△ 2,036	47,190	
1 支払利息及び企業債取扱諸費		37,926	△ 2,036	35,890	
	1 企業債利息	37,926	△ 2,036	35,890	企業債利息 △ 2,036

資本の支出

(単位：千円)

款項目	節	既決予定額	補正予定額	合計	備考
1 資本の支出		520,850	2,817	523,667	
1 建設改良費		236,355	2,319	238,674	
1 管路建設改良費		236,355	2,319	238,674	
	1 給料	7,902	282	8,184	給料 282
	2 手当	5,194	1,883	7,077	職員手当 1,883
	3 賞与引当金繰入額	1,214	146	1,360	賞与引当金繰入額 146
	6 法定福利費	3,008	8	3,016	法定福利費 8
3 企業債償還金		235,963	498	236,461	
1 企業債償還金		235,963	498	236,461	
	1 建設企業債元金償還金	235,963	498	236,461	建設企業債元金償還金 498

議案第 45 号

狛江市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

狛江市選挙公報の発行に関する条例（昭和38年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(掲載の申請)</p> <p>第3条 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真<u>又はそれらを記録したもの</u>を添えて、委員会の指定する期日までに、文書で委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(掲載の申請)</p> <p>第3条 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、委員会の指定する期日までに、文書で委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(配布)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を<u>行う</u>ことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、</p>	<p>(配布)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を<u>おこなう</u>ことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、</p>

改正後	改正前
<p>市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。</p> <p>(発行を中止する場合)</p> <p>第6条 公職選挙法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の<u>手</u>続を中止する。</p>	<p>は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。</p> <p>(発行を中止する場合)</p> <p>第6条 公職選挙法第100条第4項の規定に該当し投票をおこなうことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の<u>手</u>続を中止する。</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の狛江市選挙公報の発行に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 46 号

狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、実施機関とは、市長並びに市の教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。

(開示請求に対する決定手続)

第 3 条 法第83条第 1 項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求があった日から 7 日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定をしなければならない。ただし、法77条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、法第83条第 2 項の規定にかかわらず、開示請求があった日から30日以内に限り同項の期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

(開示手数料等)

第 4 条 法第89条第 2 項に規定する手数料は、狛江市手数料条例（平成10年条例第34号）の規定にかかわらず、原則として無料とする。

2 保有個人情報の開示を写しの交付又は複写したものの交付の方法により行う場合は、それに要する費用は請求者の負担とする。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該費用を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求に対する決定手続)

第5条 法第94条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、訂正請求者に対して、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 法第94条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。この場合において、第3条第2項中「開示」とあるのは「訂正」と読み替えるものとする。

(利用停止請求に対する決定手続)

第6条 法第102条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、利用停止請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求者に対して、利用停止請求者に係る保有個人情報を利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 法第102条第2項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。この場合において、第3条第2項中「開示」とあるのは「利用停止」と読み替えるものとする。

(狛江市個人情報保護審議会)

第7条 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く市長の諮問機関として、狛江市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。この場合において、実施機関は次のいずれかに該当する場合には、諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関の個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

2 審議会は、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成25年条例第18号）第13条第4項の規定による市長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

3 審議会は、次に掲げる委員6人をもって組織し、市長が委嘱する。

(1) 市民 4人

(2) 学識経験者 2人

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用状況の公表)

第8条 実施機関は、個人情報保護制度の運用状況等について、毎年1回以上公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のための手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(狛江市個人情報保護条例の廃止)

第2条 狛江市個人情報保護条例（平成13年条例第1号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行前に旧条例第17条、第25条又は第30条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第42条の規定により市に置かれた同条に規定する狛江市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に第7条第3項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

3 次に掲げる者に係る旧条例第3条第3項、第45条第3項及び第47条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者が管理する市の公の施設の管理事務に従事していた者

4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第42条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後もなお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第8号に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第3項第2号及び第3号に掲げる者

- 7 前項各号に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 第4項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 9 法人の代表者、法人若しくは人の代理人又は使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第6項又は第7項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第6項又は第7項の罰金刑を科する。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条に規定された個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の条例整備を行うため。

議案第 47 号

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、実施機関とは、市長並びに市の教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)

第 3 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる実施機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる実施機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の実施機関が第 3 項の規定により法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用して行う同表の第 2 欄に掲げる事務とする。この場合において、別表第 1 の右欄に掲げる事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 別表第 2 の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関の保有するものを利用することができる。

3 実施機関は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって実施機関の保有するものを利用することができる。

(開示請求に対する決定手続)

第4条 法第30条第1項において準用される個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第83条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求があった日から7日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定をしなければならない。ただし、個人情報保護法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、法第30条第1項において準用される個人情報保護法第83条第2項の規定にかかわらず、開示請求があった日から30日以内に限り同項の期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

（開示手数料等）

第5条 法第30条第1項において準用される個人情報保護法第89条第2項に規定する手数料は、狛江市手数料条例（平成10年条例第34号）の規定にかかわらず、原則として無料とする。

2 保有特定個人情報の開示を写しの交付又は複写したものの交付の方法により行う場合は、それに要する費用は請求者の負担とする。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該費用を減額し、又は免除することができる。

（訂正請求に対する決定手続）

第6条 法第30条第1項において準用される個人情報保護法第94条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、訂正請求者に対して、訂正請求に係る保有特定個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、個人情報保護法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 法第30条第1項において準用される個人情報保護法第94条第2項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。この場合において、第4条第2項中「開示」とあるのは「訂正」と読み替えるものとする。

（利用停止請求に対する決定手続）

第7条 法第30条第1項において準用される個人情報保護法第102条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、利用停止請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求者に対して、利用停止請求者に係る保有特定個人情報を利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、個人情報保護法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 法第30条第1項において準用される個人情報保護法第102条第2項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。この場合において、第4条第2項中「開示」とあるのは「利用停止」と読み替えるものとする。

（狛江市個人情報保護審議会への諮問）

第8条 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、狛江

市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）第7条第1項により設置する狛江市個人情報保護審議会へ諮問することができる。

（運用状況の公表）

第9条 実施機関は、特定個人情報保護制度の運用状況等について、毎年1回以上公表するものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のための手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の廃止）

第2条 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第19号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 この条例の施行前に旧条例第24条、第32条又は第37条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第6号に規定する保有特定個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者に係る旧条例第9条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第4号に規定する特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

実施機関	事務
市長	狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第31号）による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第9号）による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年条例第23号）による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

市長	狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第33号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	狛江市児童育成手当条例（昭和46年条例第41号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
市長	狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市高校生等の医療費の助成に関する条例による高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

市長	東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年東京都規則第12号）による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		失業等給付関係情報であって規則で定めるもの
		職業訓練受講給付金支給関係情報であって規則で定めるもの
		小児慢性特定疾病医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
		療育給付支給関係情報であって規則で定めるもの
		障害児入所給付費支給関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく資金貸付等関係情報であって規則で定めるもの
	自立支援給付支給関係情報であって規則で	

		定めるもの
		特定医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		養育医療給付等関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		特別障害給付金関係情報であって規則で定めるもの

		特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく経費支弁関係情報であって規則で定めるもの
		学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく援助実施関係情報であって規則で定めるもの
		休業補償等支給関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条に規定された個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の条例整備を行うため。

議案第 48 号

狛江市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例

狛江市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例（平成28年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、法の例による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 諮問実施機関 法第43条第1項、狛江市情報公開条例（平成12年条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第14条第3項、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「特定個人情報保護法」という。）第30条第1項で準用する場合を含む。以下同じ。）及び狛江市議会の個人情報保護に関する条例（令和4年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第44条第1項の規定により</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、法の例による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 諮問実施機関 法第43条第1項、狛江市情報公開条例（平成12年条例第6号。以下「情報公開条例」という。）第14条第3項、<u>狛江市個人情報保護条例（平成13年条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）第36条第3項又は狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第19号。以下「番号利用条例」という。）第43条第3項の規定により諮問した実施機関をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>諮問した実施機関をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 開示請求 <u>個人情報保護法第76条及び議会個人情報保護条例第18条第1項に規定する開示請求をいう。</u></p> <p>(6) 開示決定等 <u>個人情報保護法第78条及び議会個人情報保護条例第24条に規定する開示決定等をいう。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 個人情報 <u>個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報、特定個人情報保護法第30条第1項に規定する行政機関等が保有し又は保有しようとする特定個人情報（以下「保有特定個人情報」という。）及び議会個人情報保護条例第2条第1項に規定する個人情報をいう。</u></p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 開示請求 <u>個人情報保護条例第17条第1項に規定する開示請求及び番号利用条例第24条第1項に規定する開示の請求をいう。</u></p> <p>(6) 開示決定等 <u>個人情報保護条例第19条第2項及び番号利用条例第26条第2項に規定する開示決定等をいう。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 個人情報 <u>個人情報保護条例第2条第7号に規定する保有個人情報及び番号利用条例第2条第1項第6号に規定する保有特定個人情報をいう。</u></p>
<p>(所掌事項)</p> <p>第3条 審査会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項に規定する個人情報保護審査会の所掌事項に関すること。</u></p> <p>(4) <u>議会個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。</u></p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第3条 審査会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>個人情報保護条例又は番号利用条例の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。</u></p>
<p>(審査会の調査権限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(審査会の調査権限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査関係人等又は情報公開条例第14条第3項、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項及び議会個人情報保護条例第44条第1項の規定により諮問した審査庁（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p>	<p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査関係人等又は情報公開条例第14条第3項、個人情報保護条例第36条第3項又は番号利用条例第43条第3項の規定により諮問した審査庁（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p>

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際、実施機関に対して現にされているこの条例による改正前の狛江市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例の規定による審査請求に係る手続は、なお従前の例による。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条に規定された個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 49 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第 1 条 狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理の基準)</p> <p>第 8 条 指定管理者は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例 号）</u>の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>(管理の基準)</p> <p>第 8 条 指定管理者は、<u>狛江市個人情報保護条例（平成13年条例第 1 号）</u>の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p>

(狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正)

第 2 条 狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成25年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的外利用及び外部提供の制限)</p> <p>第 8 条 設置者等は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法</u></p>	<p>(目的外利用及び外部提供の制限)</p> <p>第 8 条 設置者等は、映像データを目的外利用又は外部提供</p>

改正後	改正前
<p>律第57号。以下「個人情報保護法」という。) 第27条第1項に定める場合を除き、映像データを目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)してはならない。</p> <p>2 管理責任者は、前項の規定により目的外利用等をしようとするときは、当該提供を行う相手方に対し次に掲げる事項及びこれらを遵守する旨を記載した文書を提出させるものとする。</p> <p>(1) この条例の趣旨に照らし、映像データを適正に管理すること。</p> <p>(2) 映像データの提供を受けた目的以外への利用及び映像データの第三者への無断提供をしないこと。</p> <p>(3) 映像データの提供を受けた目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体を廃棄すること。</p> <p>(市が設置した防犯カメラに係る映像データの取扱い等)</p>	<p>(以下「目的外利用等」という。)してはならない。</p> <p>2 管理責任者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用等を行うことができる。</p> <p>(1) あらかじめ本人の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令に特別の定めがあるとき。</p> <p>(3) 市民の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>3 管理責任者は、前項の規定により目的外利用等をしようとするときは、この条例の趣旨及び当該提供の目的に照らし必要かつ最小限の範囲にとどめ、かつ、当該提供を行う相手方に対し次に掲げる事項及びこれらを遵守する旨を記載した文書を提出させるものとする。</p> <p>(1) この条例の趣旨に照らし、映像データを適正に管理すること。</p> <p>(2) 映像データの提供を受けた目的以外への利用及び映像データの第三者への無断提供をしないこと。</p> <p>(3) 映像データの提供を受けた目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体を廃棄すること。</p> <p>(市が設置した防犯カメラに係る映像データの取扱い等)</p>

改正後	改正前
<p>第15条 市が設置した防犯カメラに係る映像データの取扱いについては、第8条及び第9条の規定にかかわらず、<u>個人情報保護法及び狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）</u>の定めるところによる。</p> <p>2 市による防犯カメラの設置及び防犯カメラの運用については、この条例に定めるもののほか、<u>個人情報保護法及び狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例</u>の定めるところによる。</p>	<p>第15条 市が設置した防犯カメラに係る映像データの取扱いについては、第8条及び第9条の規定にかかわらず、<u>狛江市個人情報保護条例（平成13年条例第1号）</u>の定めるところによる。</p> <p>2 市による防犯カメラの設置及び防犯カメラの運用については、この条例に定めるもののほか、<u>狛江市個人情報保護条例</u>の定めるところによる。</p>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条に規定された個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 50 号

狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

(狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 狛江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」とあるのは「通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、期末手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第2項中「100分の120.0」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」とあるのは「通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、期末手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条第2項中「100分の120.0」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

(狛江市職員の給料等に関する条例の一部改正)

第2条 狛江市職員の給料等に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給及び昇格昇給の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成13年条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務時間除数」という。)を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第8条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第</p>	<p>(初任給及び昇格昇給の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第4条の2 法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成13年条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を、同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「勤務時間除数」という。)を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第8条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第</p>

改正後	改正前
<p>1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以降の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 自転車等による片道の通勤距離に応じ、別表第3に掲げる額（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、1月当たりの通勤所要回数を考慮して市長が定める職員にあっては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規に勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項第1号の適用については、同号中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 前項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第2条の規定によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第4条の規定により週休日とされた日に、勤務時間条例第5条の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間について、1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p>	<p>1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以降の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 自転車等による片道の通勤距離に応じ、別表第3に掲げる額（<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、1月当たりの通勤所要回数を考慮して市長が定める職員にあっては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規に勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項第1号の適用については、同号中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 前項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第2条によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第4条の規定により週休日とされた日に、勤務時間条例第5条の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間について、1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p>

改正後	改正前
<p>4 (略)</p> <p>(休日給)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に規定する休日とは、勤務時間条例第12条に規定する日をいう。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の4 前条の規定により、管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務を要しない日の振替又は休日の勤務に替えた他の日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当を支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120.0」とあるのは「100分の67.5」とする。ただし、別表第1の適用を受ける<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうちその属する職務の級が4級以上である職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120.0」とあるのは「100分の57.5」として適用し、前項の規定を適用しない。</p>	<p>4 (略)</p> <p>(休日給)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の休日とは、勤務時間条例第12条に規定する日をいう。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の4 前条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務を要しない日の振替え又は休日の勤務に替えた他の日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当を支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、<u>再任用職員</u>に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120.0」とあるのは「100分の67.5」とする。ただし、別表第1の適用を受ける<u>再任用職員</u>のうちその属する職務の級が4級以上である職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120.0」とあるのは「100分の57.5」として適用し、前項の規定を適用しない。</p>

改正後	改正前
<p>(支給の一時差止め)</p> <p>第18条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(支給の一時差止め)</p> <p>第18条の3 市長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する<u>うえ</u>で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2～7 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。この条において同じ。）において受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、別表第2に該当する職員の同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額を基礎額として市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、前項の職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給与月額に、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。この条において同じ。）において受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、別表第2に該当する職員の同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額を基礎額として市長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、前項の職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき給与月額に、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>

改正後	改正前
<p>3 前項の規定にかかわらず、別表第1の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の127.5</u>」とし、同表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の137.5</u>」とする。</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、別表第1の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の122.5</u>」とし、同表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の132.5</u>」とする。</p>
<p>4 前2項の規定にかかわらず、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。ただし、別表第1の適用を受ける<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうちその属する職務の級が4級以上である職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」として適用し、前項の規定を適用しない。</p>	<p>4 前2項の規定にかかわらず、<u>再任用職員</u>に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」とする。ただし、別表第1の適用を受ける<u>再任用職員</u>のうちその属する職務の級が4級以上である職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」として適用し、前項の規定を適用しない。</p>
<p>5 (略)</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p>	<p>5 (略)</p> <p>(特定職員についての適用除外)</p>
<p>第19条 (略)</p>	<p>第19条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第7条、第8条及び第8条の5の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p>	<p>3 第7条、第8条及び第8条の5の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p>
<p>4 前項に定めるもののほか、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち行政職給料表(1)の適用を受ける4級以上の職員については、第13条から第14条の2までの規定は適用しない。</p> <p>(控除金)</p>	<p>4 前項に定めるもののほか、<u>再任用職員</u>のうち行政職給料表(1)の適用を受ける4級以上の職員については、第13条から第14条の2までの規定は適用しない。</p> <p>(控除金)</p>
<p>第20条 職員の給与を支給する際、次に掲げるもののうち、職員が支払うこととされている額に相当する金額をその給与から控</p>	<p>第20条 職員の給与を支給する際、<u>次の各号</u>に掲げるもののうち、職員が支払うこととされている額に相当する金額をその給</p>

改正後	改正前
<p>除することができる。 (1)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第6項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号級に応じた額(給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額)に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。</p> <p>5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</p> <p>(2) 狛江市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第16号)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</p> <p>(3) 狛江市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</p> <p>6 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び付</p>	<p>与から控除することができる。 (1)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1～3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>則第8項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第4項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第6項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>9 付則第6項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第4項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると</p>	

改正後							改正前						
認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。													
10 付則第6項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第18条第2項及び第18条の4第2項の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第6項、第8項又は第9項の規定による給料の額との合計額」とする。													
11 付則第4項から前項までに規定するもののほか、付則第4項の規定による給料月額、付則第6項の規定による給料その他付則第4項から前項までの規定の実施について必要な事項は、規則で定める。													
別表第1（第3条関係）							別表第1（第3条関係）						
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>148,300</u>	<u>202,600</u>	<u>227,300</u>	<u>284,500</u>	494,000		1	<u>141,300</u>	<u>199,100</u>	<u>224,800</u>	<u>284,000</u>	494,000
	2	<u>149,200</u>	<u>204,300</u>	<u>229,100</u>	<u>286,900</u>	508,900		2	<u>142,300</u>	<u>200,900</u>	<u>226,700</u>	<u>286,400</u>	508,900
	3	<u>150,200</u>	<u>206,000</u>	<u>230,900</u>	<u>289,200</u>	517,800		3	<u>143,400</u>	<u>202,700</u>	<u>228,600</u>	<u>288,800</u>	517,800
	4	<u>151,200</u>	<u>207,800</u>	<u>232,700</u>	<u>291,500</u>	526,700		4	<u>144,500</u>	<u>204,600</u>	<u>230,500</u>	<u>291,100</u>	526,700
5	<u>152,200</u>	<u>209,500</u>	<u>234,600</u>	<u>293,800</u>		5	<u>145,600</u>	<u>206,400</u>	<u>232,500</u>	<u>293,400</u>			

改正後						改正前					
6	<u>153,200</u>	<u>211,200</u>	<u>236,400</u>	<u>296,100</u>		6	<u>146,700</u>	<u>208,200</u>	<u>234,400</u>	<u>295,800</u>	
7	<u>154,200</u>	<u>212,900</u>	<u>238,200</u>	<u>298,400</u>		7	<u>147,800</u>	<u>210,000</u>	<u>236,300</u>	<u>298,200</u>	
8	<u>155,200</u>	<u>214,700</u>	<u>240,100</u>	<u>300,700</u>		8	<u>148,900</u>	<u>211,900</u>	<u>238,300</u>	<u>300,500</u>	
9	<u>156,100</u>	<u>216,500</u>	<u>242,000</u>	<u>303,100</u>		9	<u>149,900</u>	<u>213,800</u>	<u>240,300</u>	<u>302,900</u>	
10	<u>157,000</u>	<u>218,200</u>	<u>243,900</u>	<u>305,500</u>		10	<u>150,900</u>	<u>215,600</u>	<u>242,300</u>	<u>305,400</u>	
11	<u>158,000</u>	<u>220,000</u>	<u>245,800</u>	<u>307,900</u>		11	<u>152,000</u>	<u>217,400</u>	<u>244,300</u>	<u>307,800</u>	
12	<u>159,000</u>	<u>221,800</u>	<u>247,700</u>	310,300		12	<u>153,100</u>	<u>219,300</u>	<u>246,300</u>	310,300	
13	<u>160,000</u>	<u>223,700</u>	<u>249,600</u>	312,700		13	<u>154,200</u>	<u>221,300</u>	<u>248,300</u>	312,700	
14	<u>161,200</u>	<u>225,500</u>	<u>251,700</u>	315,200		14	<u>155,500</u>	<u>223,200</u>	<u>250,400</u>	315,200	
15	<u>162,400</u>	<u>227,200</u>	<u>253,800</u>	317,700		15	<u>156,800</u>	<u>225,000</u>	<u>252,500</u>	317,700	
16	<u>163,600</u>	<u>229,000</u>	<u>255,800</u>	320,100		16	<u>158,100</u>	<u>226,900</u>	<u>254,600</u>	320,100	
17	<u>164,900</u>	<u>230,900</u>	<u>257,900</u>	322,600		17	<u>159,500</u>	<u>228,900</u>	<u>256,800</u>	322,600	
18	<u>167,000</u>	<u>232,700</u>	<u>260,000</u>	325,200		18	<u>161,700</u>	<u>230,800</u>	<u>259,000</u>	325,200	
19	<u>169,100</u>	<u>234,400</u>	<u>262,200</u>	327,900		19	<u>163,900</u>	<u>232,600</u>	<u>261,200</u>	327,900	
20	<u>171,300</u>	<u>236,200</u>	<u>264,400</u>	330,500		20	<u>166,200</u>	<u>234,500</u>	<u>263,400</u>	330,500	
21	<u>173,500</u>	<u>238,100</u>	<u>266,600</u>	333,100		21	<u>168,500</u>	<u>236,500</u>	<u>265,600</u>	333,100	

改正後						改正前					
22	<u>175,300</u>	<u>239,900</u>	<u>268,800</u>	335,800		22	<u>170,400</u>	<u>238,400</u>	<u>267,800</u>	335,800	
23	<u>177,100</u>	<u>241,600</u>	<u>270,900</u>	338,500		23	<u>172,300</u>	<u>240,200</u>	<u>270,000</u>	338,500	
24	<u>178,900</u>	<u>243,400</u>	<u>273,100</u>	341,200		24	<u>174,200</u>	<u>242,100</u>	<u>272,200</u>	341,200	
25	<u>180,700</u>	<u>245,300</u>	<u>275,300</u>	343,900		25	<u>176,100</u>	<u>244,100</u>	<u>274,500</u>	343,900	
26	<u>182,600</u>	<u>247,200</u>	<u>277,500</u>	346,600		26	<u>178,100</u>	<u>246,000</u>	<u>276,800</u>	346,600	
27	<u>184,500</u>	<u>249,000</u>	<u>279,700</u>	349,300		27	<u>180,100</u>	<u>247,800</u>	<u>279,100</u>	349,300	
28	<u>186,400</u>	<u>250,800</u>	<u>282,000</u>	352,100		28	<u>182,100</u>	<u>249,700</u>	<u>281,400</u>	352,100	
29	<u>188,300</u>	<u>252,700</u>	<u>284,200</u>	354,900		29	<u>184,100</u>	<u>251,700</u>	<u>283,700</u>	354,900	
30	<u>190,200</u>	<u>254,800</u>	<u>286,500</u>	357,900		30	<u>186,100</u>	<u>253,800</u>	<u>286,000</u>	357,900	
31	<u>192,200</u>	<u>256,800</u>	<u>288,800</u>	360,800		31	<u>188,200</u>	<u>255,800</u>	<u>288,400</u>	360,800	
32	<u>194,200</u>	<u>258,900</u>	<u>291,100</u>	363,700		32	<u>190,300</u>	<u>257,900</u>	<u>290,700</u>	363,700	
33	<u>196,400</u>	<u>260,900</u>	<u>293,400</u>	366,700		33	<u>192,500</u>	<u>259,900</u>	<u>293,000</u>	366,700	
34	<u>198,300</u>	<u>262,700</u>	<u>295,700</u>	369,600		34	<u>194,500</u>	<u>261,800</u>	<u>295,400</u>	369,600	
35	<u>200,100</u>	<u>264,500</u>	<u>298,000</u>	372,400		35	<u>196,400</u>	<u>263,700</u>	<u>297,800</u>	372,400	
36	<u>201,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	375,200		36	<u>198,300</u>	<u>265,600</u>	<u>300,100</u>	375,200	
37	<u>203,700</u>	<u>268,000</u>	<u>302,600</u>	377,800		37	<u>200,200</u>	<u>267,400</u>	<u>302,500</u>	377,800	

改正後						改正前					
38	<u>205,400</u>	<u>269,700</u>	<u>305,000</u>	380,400		38	<u>202,000</u>	<u>269,200</u>	<u>304,900</u>	380,400	
39	<u>207,000</u>	<u>271,500</u>	<u>307,400</u>	382,800		39	<u>203,700</u>	<u>271,000</u>	<u>307,300</u>	382,800	
40	<u>208,600</u>	<u>273,300</u>	309,800	385,300		40	<u>205,400</u>	<u>272,900</u>	309,800	385,300	
41	<u>210,200</u>	<u>275,100</u>	312,200	387,800		41	<u>207,100</u>	<u>274,700</u>	312,200	387,800	
42	<u>211,800</u>	<u>276,900</u>	314,600	390,200		42	<u>208,800</u>	<u>276,600</u>	314,600	390,200	
43	<u>213,400</u>	<u>278,600</u>	317,100	392,600		43	<u>210,500</u>	<u>278,400</u>	317,100	392,600	
44	<u>215,000</u>	<u>280,400</u>	319,500	395,000		44	<u>212,200</u>	<u>280,200</u>	319,500	395,000	
45	<u>216,600</u>	<u>282,200</u>	322,000	397,500		45	<u>213,900</u>	<u>282,000</u>	322,000	397,500	
46	<u>218,200</u>	<u>284,000</u>	324,500	399,900		46	<u>215,600</u>	<u>283,800</u>	324,500	399,900	
47	<u>219,800</u>	<u>285,700</u>	327,000	402,200		47	<u>217,300</u>	<u>285,600</u>	327,000	402,200	
48	<u>221,400</u>	<u>287,500</u>	329,600	404,500		48	<u>219,000</u>	<u>287,400</u>	329,600	404,500	
49	<u>223,000</u>	<u>289,300</u>	332,200	406,900		49	<u>220,700</u>	<u>289,200</u>	332,200	406,900	
50	<u>224,600</u>	291,000	334,900	409,300		50	<u>222,400</u>	291,000	334,900	409,300	
51	<u>226,200</u>	292,800	337,600	411,600		51	<u>224,100</u>	292,800	337,600	411,600	
52	<u>227,800</u>	294,600	340,300	413,800		52	<u>225,800</u>	294,600	340,300	413,800	
53	<u>229,300</u>	296,400	343,000	415,900		53	<u>227,400</u>	296,400	343,000	415,900	

改正後						改正前					
54	<u>230,900</u>	298,200	345,600	417,900		54	<u>229,100</u>	298,200	345,600	417,900	
55	<u>232,500</u>	300,000	348,100	420,000		55	<u>230,800</u>	300,000	348,100	420,000	
56	<u>234,100</u>	301,700	350,500	422,000		56	<u>232,500</u>	301,700	350,500	422,000	
57	<u>235,600</u>	303,400	352,800	423,900		57	<u>234,100</u>	303,400	352,800	423,900	
58	<u>237,100</u>	305,100	355,100	425,800		58	<u>235,700</u>	305,100	355,100	425,800	
59	<u>238,700</u>	306,800	357,300	427,600		59	<u>237,400</u>	306,800	357,300	427,600	
60	<u>240,300</u>	308,500	359,400	429,400		60	<u>239,000</u>	308,500	359,400	429,400	
61	<u>241,800</u>	310,200	361,400	431,200		61	<u>240,600</u>	310,200	361,400	431,200	
62	<u>243,300</u>	311,800	363,400	432,700		62	<u>242,200</u>	311,800	363,400	432,700	
63	<u>244,900</u>	313,500	365,400	433,800		63	<u>243,900</u>	313,500	365,400	433,800	
64	<u>246,400</u>	315,100	367,300	434,700		64	<u>245,500</u>	315,100	367,300	434,700	
65	<u>248,000</u>	316,600	369,200	435,600		65	<u>247,100</u>	316,600	369,200	435,600	
66	<u>249,600</u>	318,200	371,000	436,400		66	<u>248,800</u>	318,200	371,000	436,400	
67	<u>251,100</u>	319,700	372,700	437,100		67	<u>250,400</u>	319,700	372,700	437,100	
68	<u>252,600</u>	321,300	374,300	437,800		68	<u>252,000</u>	321,300	374,300	437,800	
69	<u>254,200</u>	322,800	375,900	438,500		69	<u>253,600</u>	322,800	375,900	438,500	

改正後						改正前					
70	<u>255,800</u>	324,300	377,000	439,200		70	<u>255,300</u>	324,300	377,000	439,200	
71	<u>257,300</u>	325,700	378,100	439,900		71	<u>256,900</u>	325,700	378,100	439,900	
72	<u>258,800</u>	327,100	379,000	440,600		72	<u>258,500</u>	327,100	379,000	440,600	
73	<u>260,400</u>	328,600	379,900	441,300		73	<u>260,100</u>	328,600	379,900	441,300	
74	<u>261,900</u>	330,100	380,800	442,000		74	<u>261,700</u>	330,100	380,800	442,000	
75	<u>263,500</u>	331,500	381,700	442,700		75	<u>263,400</u>	331,500	381,700	442,700	
76	<u>265,100</u>	332,900	382,500	443,300		76	<u>265,000</u>	332,900	382,500	443,300	
77	266,600	334,200	383,300	443,900		77	266,600	334,200	383,300	443,900	
78	268,200	335,500	384,100	444,600		78	268,200	335,500	384,100	444,600	
79	269,800	336,700	384,900	445,200		79	269,800	336,700	384,900	445,200	
80	271,300	337,800	385,700	445,800		80	271,300	337,800	385,700	445,800	
81	272,800	338,800	386,500	446,400		81	272,800	338,800	386,500	446,400	
82	274,400	339,800	387,200	447,000		82	274,400	339,800	387,200	447,000	
83	275,900	340,800	387,900	447,600		83	275,900	340,800	387,900	447,600	
84	277,400	341,700	388,500	448,200		84	277,400	341,700	388,500	448,200	
85	278,900	342,500	389,100	448,800		85	278,900	342,500	389,100	448,800	

改正後							改正前							
	86	280,500	343,400	389,700	449,400			86	280,500	343,400	389,700	449,400		
	87	282,000	344,100	390,300	450,000			87	282,000	344,100	390,300	450,000		
	88	283,500	344,800	390,900	450,500			88	283,500	344,800	390,900	450,500		
	89	285,000	345,500	391,500	451,000			89	285,000	345,500	391,500	451,000		
	90	286,400	346,100	392,100	451,600			90	286,400	346,100	392,100	451,600		
	91	287,900	346,600	392,700	452,100			91	287,900	346,600	392,700	452,100		
	92	289,400	347,000	393,200	452,600			92	289,400	347,000	393,200	452,600		
	93	290,800	347,500	393,700	453,100			93	290,800	347,500	393,700	453,100		
	94	292,200	348,000	394,300	453,600			94	292,200	348,000	394,300	453,600		
	95	293,600	348,500	394,800	454,100			95	293,600	348,500	394,800	454,100		
	96	295,000	349,000	395,300	454,600			96	295,000	349,000	395,300	454,600		
	97	296,400	349,400	395,800	455,000			97	296,400	349,400	395,800	455,000		
	98	297,700	349,900	396,300				98	297,700	349,900	396,300			
	99	298,900	350,300	396,800				99	298,900	350,300	396,800			
	100	300,200	350,800	397,300				100	300,200	350,800	397,300			
	101	301,400	351,300	397,800				101	301,400	351,300	397,800			

改正後						改正前							
	102	302,600	351,700	398,300				102	302,600	351,700	398,300		
	103	303,800	352,200	398,800				103	303,800	352,200	398,800		
	104	304,900	352,700	399,300				104	304,900	352,700	399,300		
	105	306,000	353,100	399,700				105	306,000	353,100	399,700		
	106	306,900	353,500	400,200				106	306,900	353,500	400,200		
	107	307,800	353,900	400,700				107	307,800	353,900	400,700		
	108	308,700	354,300	401,100				108	308,700	354,300	401,100		
	109	309,500	354,700	401,500				109	309,500	354,700	401,500		
	110	310,200	355,100	402,000				110	310,200	355,100	402,000		
	111	310,900	355,500	402,500				111	310,900	355,500	402,500		
	112	311,600	355,900	402,900				112	311,600	355,900	402,900		
	113	312,300	356,300	403,300				113	312,300	356,300	403,300		
	114	312,700	356,700	403,800				114	312,700	356,700	403,800		
	115	313,200	357,100	404,300				115	313,200	357,100	404,300		
	116	313,700	357,500	404,700				116	313,700	357,500	404,700		
	117	314,100	357,900	405,100				117	314,100	357,900	405,100		

改正後						改正前						
	118	314,500	358,300	405,600			118	314,500	358,300	405,600		
	119	314,800	358,700	406,000			119	314,800	358,700	406,000		
	120	315,100	359,100	406,400			120	315,100	359,100	406,400		
	121	315,400	359,500	406,800			121	315,400	359,500	406,800		
	122	315,800	359,800	407,300			122	315,800	359,800	407,300		
	123	316,100	360,200	407,700			123	316,100	360,200	407,700		
	124	316,400	360,600	408,100			124	316,400	360,600	408,100		
	125	316,700	361,000	408,500			125	316,700	361,000	408,500		
	126	317,100	361,300	409,000			126	317,100	361,300	409,000		
	127	317,400	361,700	409,400			127	317,400	361,700	409,400		
	128	317,700	362,100	409,800			128	317,700	362,100	409,800		
	129	318,000	362,500	410,200			129	318,000	362,500	410,200		
	130	318,400		410,700			130	318,400		410,700		
	131	318,700		411,100			131	318,700		411,100		
	132	319,000		411,500			132	319,000		411,500		
	133	319,300		411,900			133	319,300		411,900		

改正後						改正前						
	134	319,700		412,300			134	319,700		412,300		
	135	320,000		412,700			135	320,000		412,700		
	136	320,300		413,100			136	320,300		413,100		
	137	320,600		413,500			137	320,600		413,500		
	138	320,900		413,900			138	320,900		413,900		
	139	321,300		414,300			139	321,300		414,300		
	140	321,600		414,700			140	321,600		414,700		
	141	321,900		415,100			141	321,900		415,100		
	142	322,200					142	322,200				
	143	322,500					143	322,500				
	144	322,800					144	322,800				
	145	323,100					145	323,100				
	146	323,400					146	323,400				
	147	323,700					147	323,700				
	148	324,000					148	324,000				
	149	324,300					149	324,300				

改正後

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

備考

- (略)
- 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額
は、この表にかかわらず、162,500円とする。
- 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用
を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額
は、この表にかかわらず、187,900円とする。

別表第1の2（第3条関係）

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	<u>139,900</u>	<u>227,500</u>	<u>266,100</u>	<u>297,600</u>
	2	<u>140,400</u>	<u>229,400</u>	<u>267,900</u>	<u>299,700</u>
	3	<u>140,900</u>	<u>231,100</u>	<u>269,700</u>	<u>301,800</u>

改正前

再任用職 員	198,300	230,400	271,000	313,000	429,100
-----------	---------	---------	---------	---------	---------

備考

- (略)
- 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用
を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額
は、この表にかかわらず、157,100円とする。
- 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用
を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額
は、この表にかかわらず、183,700円とする。

別表第1の2（第3条関係）

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	<u>132,900</u>	<u>226,900</u>	<u>265,800</u>	<u>297,400</u>
	2	<u>133,400</u>	<u>228,800</u>	<u>267,600</u>	<u>299,500</u>
	3	<u>133,900</u>	<u>230,500</u>	<u>269,400</u>	<u>301,600</u>

改正後					改正前				
4	<u>141,400</u>	<u>232,900</u>	<u>271,500</u>	<u>303,900</u>	4	<u>134,400</u>	<u>232,300</u>	<u>271,200</u>	<u>303,700</u>
5	<u>141,900</u>	<u>234,600</u>	<u>273,300</u>	<u>306,000</u>	5	<u>134,900</u>	<u>234,000</u>	<u>273,000</u>	<u>305,800</u>
6	<u>142,400</u>	<u>236,200</u>	<u>275,100</u>	<u>308,100</u>	6	<u>135,400</u>	<u>235,600</u>	<u>274,900</u>	<u>307,900</u>
7	<u>142,900</u>	<u>237,800</u>	<u>276,900</u>	<u>310,200</u>	7	<u>135,900</u>	<u>237,300</u>	<u>276,700</u>	<u>310,000</u>
8	<u>143,500</u>	<u>239,400</u>	<u>278,700</u>	<u>312,300</u>	8	<u>136,500</u>	<u>238,900</u>	<u>278,500</u>	<u>312,100</u>
9	<u>144,100</u>	<u>241,000</u>	<u>280,600</u>	<u>314,300</u>	9	<u>137,100</u>	<u>240,500</u>	<u>280,400</u>	<u>314,100</u>
10	<u>144,600</u>	<u>242,600</u>	<u>282,500</u>	<u>316,300</u>	10	<u>137,600</u>	<u>242,100</u>	<u>282,300</u>	<u>316,100</u>
11	<u>145,300</u>	<u>244,200</u>	<u>284,300</u>	<u>318,300</u>	11	<u>138,300</u>	<u>243,700</u>	<u>284,100</u>	<u>318,100</u>
12	<u>145,900</u>	<u>245,800</u>	<u>286,100</u>	<u>320,300</u>	12	<u>138,900</u>	<u>245,300</u>	<u>285,900</u>	<u>320,100</u>
13	<u>146,500</u>	<u>247,400</u>	<u>287,900</u>	<u>322,200</u>	13	<u>139,500</u>	<u>246,900</u>	<u>287,700</u>	<u>322,000</u>
14	<u>147,200</u>	<u>249,000</u>	<u>289,600</u>	<u>324,200</u>	14	<u>140,300</u>	<u>248,500</u>	<u>289,400</u>	<u>324,000</u>
15	<u>148,000</u>	<u>250,600</u>	<u>291,300</u>	<u>326,100</u>	15	<u>141,200</u>	<u>250,100</u>	<u>291,100</u>	<u>325,900</u>
16	<u>148,800</u>	<u>252,200</u>	<u>293,000</u>	<u>328,000</u>	16	<u>142,100</u>	<u>251,700</u>	<u>292,800</u>	<u>327,800</u>
17	<u>149,600</u>	<u>253,800</u>	<u>294,700</u>	<u>329,900</u>	17	<u>143,000</u>	<u>253,300</u>	<u>294,500</u>	<u>329,700</u>
18	<u>150,600</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>331,800</u>	18	<u>144,100</u>	<u>254,900</u>	<u>296,300</u>	<u>331,600</u>
19	<u>151,700</u>	<u>257,000</u>	<u>298,100</u>	<u>333,700</u>	19	<u>145,300</u>	<u>256,500</u>	<u>297,900</u>	<u>333,500</u>

改正後					改正前						
	20	<u>152,800</u>	<u>258,600</u>	<u>299,800</u>	<u>335,700</u>		20	<u>146,500</u>	<u>258,100</u>	<u>299,600</u>	<u>335,500</u>
	21	<u>153,900</u>	<u>260,100</u>	<u>301,500</u>	<u>337,500</u>		21	<u>147,700</u>	<u>259,700</u>	<u>301,300</u>	<u>337,300</u>
	22	<u>155,000</u>	<u>261,700</u>	<u>303,100</u>	<u>339,400</u>		22	<u>148,900</u>	<u>261,300</u>	<u>302,900</u>	<u>339,200</u>
	23	<u>156,100</u>	<u>263,300</u>	<u>304,700</u>	<u>341,200</u>		23	<u>150,100</u>	<u>262,900</u>	<u>304,500</u>	<u>341,000</u>
	24	<u>157,200</u>	<u>264,900</u>	<u>306,300</u>	<u>343,000</u>		24	<u>151,300</u>	<u>264,500</u>	<u>306,100</u>	<u>342,800</u>
	25	<u>158,300</u>	<u>266,400</u>	<u>307,900</u>	<u>344,800</u>		25	<u>152,500</u>	<u>266,100</u>	<u>307,700</u>	<u>344,600</u>
	26	<u>159,600</u>	<u>268,000</u>	<u>309,400</u>	<u>346,500</u>		26	<u>153,900</u>	<u>267,700</u>	<u>309,200</u>	<u>346,300</u>
	27	<u>161,000</u>	<u>269,600</u>	<u>310,900</u>	<u>348,100</u>		27	<u>155,400</u>	<u>269,400</u>	<u>310,700</u>	<u>347,900</u>
	28	<u>162,400</u>	<u>271,100</u>	<u>312,300</u>	<u>349,700</u>		28	<u>156,900</u>	<u>271,000</u>	<u>312,100</u>	<u>349,500</u>
	29	<u>163,800</u>	<u>272,600</u>	<u>313,700</u>	<u>351,300</u>		29	<u>158,400</u>	<u>272,500</u>	<u>313,500</u>	<u>351,100</u>
	30	<u>165,300</u>	<u>274,200</u>	<u>315,200</u>	<u>352,500</u>		30	<u>160,000</u>	<u>274,100</u>	<u>315,000</u>	<u>352,300</u>
	31	<u>166,800</u>	<u>275,700</u>	<u>316,600</u>	<u>353,700</u>		31	<u>161,600</u>	<u>275,600</u>	<u>316,400</u>	<u>353,500</u>
	32	<u>168,300</u>	<u>277,100</u>	<u>318,000</u>	<u>354,900</u>		32	<u>163,200</u>	<u>277,000</u>	<u>317,800</u>	<u>354,700</u>
	33	<u>169,900</u>	<u>278,600</u>	<u>319,400</u>	<u>356,100</u>		33	<u>164,900</u>	<u>278,500</u>	<u>319,200</u>	<u>355,900</u>
	34	<u>171,400</u>	<u>280,100</u>	<u>320,800</u>	<u>357,200</u>		34	<u>166,500</u>	<u>280,000</u>	<u>320,600</u>	<u>357,000</u>
	35	<u>173,000</u>	<u>281,400</u>	<u>322,200</u>	<u>358,200</u>		35	<u>168,200</u>	<u>281,300</u>	<u>322,000</u>	<u>358,000</u>

改正後						改正前					
	36	<u>174,600</u>	<u>282,800</u>	<u>323,500</u>	<u>359,300</u>		36	<u>169,900</u>	<u>282,700</u>	<u>323,300</u>	<u>359,100</u>
	37	<u>176,200</u>	<u>284,100</u>	<u>324,800</u>	<u>360,300</u>		37	<u>171,600</u>	<u>284,000</u>	<u>324,600</u>	<u>360,100</u>
	38	<u>177,700</u>	<u>285,500</u>	<u>326,000</u>	<u>361,300</u>		38	<u>173,200</u>	<u>285,400</u>	<u>325,800</u>	<u>361,100</u>
	39	<u>179,300</u>	<u>286,900</u>	<u>327,200</u>	<u>362,200</u>		39	<u>174,900</u>	<u>286,800</u>	<u>327,000</u>	<u>362,000</u>
	40	<u>180,900</u>	<u>288,100</u>	<u>328,300</u>	<u>363,100</u>		40	<u>176,600</u>	<u>288,000</u>	<u>328,100</u>	<u>362,900</u>
	41	<u>182,400</u>	<u>289,400</u>	<u>329,400</u>	<u>364,000</u>		41	<u>178,300</u>	<u>289,300</u>	<u>329,300</u>	<u>363,800</u>
	42	<u>183,800</u>	<u>290,600</u>	<u>330,400</u>	<u>364,800</u>		42	<u>179,800</u>	<u>290,500</u>	<u>330,300</u>	<u>364,600</u>
	43	<u>185,200</u>	<u>291,800</u>	<u>331,300</u>	<u>365,600</u>		43	<u>181,200</u>	<u>291,700</u>	<u>331,200</u>	<u>365,400</u>
	44	<u>186,600</u>	<u>292,900</u>	<u>332,200</u>	<u>366,400</u>		44	<u>182,600</u>	<u>292,800</u>	<u>332,100</u>	<u>366,200</u>
	45	<u>187,900</u>	<u>294,000</u>	<u>333,100</u>	<u>367,100</u>		45	<u>184,000</u>	<u>293,900</u>	<u>333,000</u>	<u>366,900</u>
	46	<u>189,100</u>	<u>295,000</u>	<u>334,000</u>	<u>367,700</u>		46	<u>185,300</u>	<u>294,900</u>	<u>333,900</u>	<u>367,500</u>
	47	<u>190,300</u>	<u>296,000</u>	<u>334,800</u>	<u>368,300</u>		47	<u>186,600</u>	<u>295,900</u>	<u>334,700</u>	<u>368,100</u>
	48	<u>191,500</u>	<u>297,000</u>	<u>335,600</u>	<u>368,900</u>		48	<u>187,900</u>	<u>296,900</u>	<u>335,500</u>	<u>368,700</u>
	49	<u>192,600</u>	<u>298,000</u>	<u>336,400</u>	<u>369,400</u>		49	<u>189,100</u>	<u>297,900</u>	<u>336,300</u>	<u>369,200</u>
	50	<u>193,700</u>	<u>299,000</u>	<u>337,200</u>	<u>369,900</u>		50	<u>190,300</u>	<u>298,900</u>	<u>337,100</u>	<u>369,700</u>
	51	<u>194,800</u>	<u>299,900</u>	<u>337,900</u>	<u>370,300</u>		51	<u>191,400</u>	<u>299,800</u>	<u>337,800</u>	<u>370,100</u>

改正後						改正前					
	52	<u>195,800</u>	<u>300,800</u>	<u>338,600</u>	<u>370,700</u>		52	<u>192,600</u>	<u>300,700</u>	<u>338,500</u>	<u>370,500</u>
	53	<u>196,800</u>	<u>301,700</u>	<u>339,300</u>	<u>371,100</u>		53	<u>193,600</u>	<u>301,600</u>	<u>339,200</u>	<u>370,900</u>
	54	<u>198,000</u>	<u>302,600</u>	<u>340,000</u>	<u>371,500</u>		54	<u>195,000</u>	<u>302,500</u>	<u>339,900</u>	<u>371,300</u>
	55	<u>199,300</u>	<u>303,500</u>	<u>340,600</u>	<u>371,900</u>		55	<u>196,400</u>	<u>303,400</u>	<u>340,500</u>	<u>371,700</u>
	56	<u>200,700</u>	<u>304,300</u>	<u>341,200</u>	<u>372,300</u>		56	<u>197,900</u>	<u>304,200</u>	<u>341,100</u>	<u>372,100</u>
	57	<u>202,100</u>	<u>305,100</u>	<u>341,800</u>	<u>372,600</u>		57	<u>199,400</u>	<u>305,000</u>	<u>341,700</u>	<u>372,400</u>
	58	<u>203,300</u>	<u>305,900</u>	<u>342,300</u>	<u>373,000</u>		58	<u>200,600</u>	<u>305,800</u>	<u>342,200</u>	<u>372,800</u>
	59	<u>204,700</u>	<u>306,700</u>	<u>342,800</u>	<u>373,400</u>		59	<u>202,200</u>	<u>306,600</u>	<u>342,700</u>	<u>373,200</u>
	60	<u>206,100</u>	<u>307,500</u>	<u>343,300</u>	<u>373,800</u>		60	<u>203,700</u>	<u>307,400</u>	<u>343,200</u>	<u>373,600</u>
	61	<u>207,500</u>	<u>308,300</u>	<u>343,700</u>	<u>374,100</u>		61	<u>205,100</u>	<u>308,200</u>	<u>343,600</u>	<u>373,900</u>
	62	<u>208,900</u>	<u>308,900</u>	<u>344,100</u>	<u>374,500</u>		62	<u>206,700</u>	<u>308,800</u>	<u>344,000</u>	<u>374,300</u>
	63	<u>210,300</u>	<u>309,500</u>	<u>344,500</u>	<u>374,900</u>		63	<u>208,200</u>	<u>309,400</u>	<u>344,400</u>	<u>374,700</u>
	64	<u>211,700</u>	<u>310,100</u>	<u>344,900</u>	<u>375,200</u>		64	<u>209,700</u>	<u>310,000</u>	<u>344,</u>	<u>375,000</u>
	65	<u>213,000</u>	<u>310,700</u>	<u>345,300</u>	<u>375,500</u>		65	<u>211,100</u>	<u>310,600</u>	<u>345,200</u>	<u>375,300</u>
	66	<u>214,400</u>	<u>311,300</u>	<u>345,700</u>	<u>375,900</u>		66	<u>212,600</u>	<u>311,200</u>	<u>345,600</u>	<u>375,700</u>
	67	<u>215,800</u>	<u>311,900</u>	<u>346,100</u>	<u>376,300</u>		67	<u>214,100</u>	<u>311,800</u>	<u>346,000</u>	<u>376,100</u>

改正後						改正前					
	68	<u>217,200</u>	<u>312,500</u>	<u>346,500</u>	<u>376,600</u>		68	<u>215,600</u>	<u>312,400</u>	<u>346,400</u>	<u>376,400</u>
	69	<u>218,500</u>	<u>313,000</u>	<u>346,800</u>	<u>376,900</u>		69	<u>217,000</u>	<u>312,900</u>	<u>346,700</u>	<u>376,700</u>
	70	<u>219,900</u>	<u>313,600</u>	<u>347,200</u>	<u>377,200</u>		70	<u>218,500</u>	<u>313,500</u>	<u>347,100</u>	<u>377,100</u>
	71	<u>221,400</u>	<u>314,100</u>	<u>347,600</u>	<u>377,500</u>		71	<u>220,100</u>	<u>314,000</u>	<u>347,500</u>	<u>377,400</u>
	72	<u>222,700</u>	<u>314,600</u>	<u>347,900</u>	<u>377,800</u>		72	<u>221,400</u>	<u>314,500</u>	<u>347,800</u>	<u>377,700</u>
	73	<u>224,000</u>	<u>315,100</u>	<u>348,200</u>	<u>378,100</u>		73	<u>222,800</u>	<u>315,000</u>	<u>348,100</u>	<u>378,000</u>
	74	<u>225,400</u>	<u>315,600</u>	<u>348,600</u>	<u>378,400</u>		74	<u>224,300</u>	<u>315,500</u>	<u>348,500</u>	<u>378,300</u>
	75	<u>226,800</u>	<u>316,100</u>	<u>348,900</u>	<u>378,700</u>		75	<u>225,800</u>	<u>316,000</u>	<u>348,800</u>	<u>378,600</u>
	76	<u>228,100</u>	<u>316,600</u>	<u>349,200</u>	<u>379,000</u>		76	<u>227,200</u>	<u>316,500</u>	<u>349,100</u>	<u>378,900</u>
	77	<u>229,500</u>	<u>317,000</u>	<u>349,500</u>	<u>379,300</u>		77	<u>228,600</u>	<u>316,900</u>	<u>349,400</u>	<u>379,200</u>
	78	<u>230,800</u>	<u>317,500</u>	<u>349,900</u>	<u>379,600</u>		78	<u>230,000</u>	<u>317,400</u>	<u>349,800</u>	<u>379,500</u>
	79	<u>232,100</u>	<u>317,900</u>	<u>350,200</u>	<u>379,900</u>		79	<u>231,400</u>	<u>317,800</u>	<u>350,100</u>	<u>379,800</u>
	80	<u>233,500</u>	<u>318,300</u>	<u>350,500</u>	<u>380,200</u>		80	<u>232,900</u>	<u>318,200</u>	<u>350,400</u>	<u>380,100</u>
	81	<u>234,800</u>	<u>318,700</u>	<u>350,800</u>	<u>380,500</u>		81	<u>234,200</u>	<u>318,600</u>	<u>350,700</u>	<u>380,400</u>
	82	<u>236,200</u>	<u>319,100</u>	<u>351,100</u>	<u>380,800</u>		82	<u>235,600</u>	<u>319,000</u>	<u>351,000</u>	<u>380,700</u>
	83	<u>237,600</u>	<u>319,500</u>	<u>351,400</u>	<u>381,100</u>		83	<u>237,200</u>	<u>319,400</u>	<u>351,300</u>	<u>381,000</u>

改正後						改正前					
	84	<u>238,900</u>	<u>319,800</u>	<u>351,700</u>	<u>381,400</u>		84	<u>238,600</u>	<u>319,700</u>	<u>351,600</u>	<u>381,300</u>
	85	<u>240,300</u>	<u>320,100</u>	<u>352,000</u>	<u>381,700</u>		85	<u>240,000</u>	<u>320,000</u>	<u>351,900</u>	<u>381,600</u>
	86	<u>241,700</u>	<u>320,500</u>	<u>352,300</u>	<u>382,000</u>		86	<u>241,500</u>	<u>320,400</u>	<u>352,200</u>	<u>381,900</u>
	87	<u>243,100</u>	<u>320,900</u>	<u>352,600</u>	<u>382,300</u>		87	<u>242,900</u>	<u>320,800</u>	<u>352,500</u>	<u>382,200</u>
	88	<u>244,500</u>	<u>321,200</u>	<u>352,900</u>	<u>382,600</u>		88	<u>244,400</u>	<u>321,100</u>	<u>352,800</u>	<u>382,500</u>
	89	245,800	<u>321,500</u>	<u>353,200</u>	<u>382,900</u>		89	245,800	<u>321,400</u>	<u>353,100</u>	<u>382,800</u>
	90	247,200	<u>321,900</u>	<u>353,500</u>	<u>383,200</u>		90	247,200	<u>321,800</u>	<u>353,400</u>	<u>383,100</u>
	91	248,600	<u>322,200</u>	<u>353,800</u>	<u>383,500</u>		91	248,600	<u>322,100</u>	<u>353,700</u>	<u>383,400</u>
	92	250,000	<u>322,500</u>	<u>354,100</u>	<u>383,800</u>		92	250,000	<u>322,400</u>	<u>354,000</u>	<u>383,700</u>
	93	251,400	<u>322,800</u>	<u>354,400</u>	<u>384,100</u>		93	251,400	<u>322,700</u>	<u>354,300</u>	<u>384,000</u>
	94	252,900	<u>323,200</u>	<u>354,700</u>	<u>384,400</u>		94	252,900	<u>323,100</u>	<u>354,600</u>	<u>384,300</u>
	95	254,300	<u>323,500</u>	<u>355,000</u>	<u>384,700</u>		95	254,300	<u>323,400</u>	<u>354,900</u>	<u>384,600</u>
	96	255,600	<u>323,800</u>	<u>355,300</u>	<u>385,000</u>		96	255,600	<u>323,700</u>	<u>355,200</u>	<u>384,900</u>
	97	256,800	<u>324,100</u>	<u>355,600</u>	<u>385,300</u>		97	256,800	<u>324,000</u>	<u>355,500</u>	<u>385,200</u>
	98	258,200	<u>324,500</u>	<u>355,900</u>	<u>385,600</u>		98	258,200	<u>324,400</u>	<u>355,800</u>	<u>385,500</u>
	99	259,600	<u>324,800</u>	<u>356,200</u>	<u>385,900</u>		99	259,600	<u>324,700</u>	<u>356,100</u>	<u>385,800</u>

改正後						改正前					
	100	261,000	<u>325,100</u>	<u>356,500</u>	<u>386,200</u>		100	261,000	<u>325,000</u>	<u>356,400</u>	<u>386,100</u>
	101	262,100	<u>325,300</u>	<u>356,800</u>	<u>386,500</u>		101	262,100	<u>325,200</u>	<u>356,700</u>	<u>386,400</u>
	102	263,400	<u>325,600</u>	<u>357,100</u>	<u>386,800</u>		102	263,400	<u>325,500</u>	<u>357,000</u>	<u>386,700</u>
	103	264,700	<u>325,900</u>	<u>357,400</u>	<u>387,100</u>		103	264,700	<u>325,800</u>	<u>357,300</u>	<u>387,000</u>
	104	265,900	<u>326,200</u>	<u>357,700</u>	<u>387,400</u>		104	265,900	<u>326,100</u>	<u>357,600</u>	<u>387,300</u>
	105	267,100	<u>326,500</u>	<u>358,000</u>	<u>387,700</u>		105	267,100	<u>326,400</u>	<u>357,900</u>	<u>387,600</u>
	106	268,100	<u>326,900</u>	<u>358,300</u>	<u>388,000</u>		106	268,100	<u>326,800</u>	<u>358,200</u>	<u>387,900</u>
	107	269,100	<u>327,200</u>	<u>358,600</u>	<u>388,300</u>		107	269,100	<u>327,100</u>	<u>358,500</u>	<u>388,200</u>
	108	270,100	<u>327,400</u>	<u>358,900</u>	<u>388,600</u>		108	270,100	<u>327,300</u>	<u>358,800</u>	<u>388,500</u>
	109	271,100	<u>327,700</u>	<u>359,200</u>	<u>388,900</u>		109	271,100	<u>327,600</u>	<u>359,100</u>	<u>388,800</u>
	110	272,100	<u>328,000</u>	<u>359,500</u>	<u>389,200</u>		110	272,100	<u>327,900</u>	<u>359,400</u>	<u>389,100</u>
	111	273,100	<u>328,300</u>	<u>359,800</u>	<u>389,500</u>		111	273,100	<u>328,200</u>	<u>359,700</u>	<u>389,400</u>
	112	273,800	<u>328,600</u>	<u>360,100</u>	<u>389,800</u>		112	273,800	<u>328,500</u>	<u>360,000</u>	<u>389,700</u>
	113	274,700	<u>328,900</u>	<u>360,400</u>	<u>390,100</u>		113	274,700	<u>328,800</u>	<u>360,300</u>	<u>390,000</u>
	114	275,500	<u>329,200</u>	<u>360,700</u>	<u>390,400</u>		114	275,500	<u>329,100</u>	<u>360,600</u>	<u>390,300</u>
	115	276,300	<u>329,500</u>	<u>361,000</u>	<u>390,700</u>		115	276,300	<u>329,400</u>	<u>360,900</u>	<u>390,600</u>

改正後						改正前					
	116	277, 100	<u>329, 800</u>	<u>361, 300</u>	<u>391, 000</u>		116	277, 100	<u>329, 700</u>	<u>361, 200</u>	<u>390, 900</u>
	117	277, 800	<u>330, 100</u>	<u>361, 600</u>	<u>391, 300</u>		117	277, 800	<u>330, 000</u>	<u>361, 500</u>	<u>391, 200</u>
	118	278, 400	<u>330, 400</u>	<u>361, 900</u>	<u>391, 600</u>		118	278, 400	<u>330, 300</u>	<u>361, 800</u>	<u>391, 500</u>
	119	279, 000	<u>330, 700</u>	<u>362, 200</u>	<u>391, 900</u>		119	279, 000	<u>330, 600</u>	<u>362, 100</u>	<u>391, 800</u>
	120	279, 600	<u>331, 000</u>	<u>362, 500</u>	<u>392, 200</u>		120	279, 600	<u>330, 900</u>	<u>362, 400</u>	<u>392, 100</u>
	121	280, 100	<u>331, 300</u>	<u>362, 800</u>	<u>392, 500</u>		121	280, 100	<u>331, 200</u>	<u>362, 700</u>	<u>392, 400</u>
	122	280, 600	<u>331, 600</u>	<u>363, 100</u>	<u>392, 800</u>		122	280, 600	<u>331, 500</u>	<u>363, 000</u>	<u>392, 700</u>
	123	281, 000	<u>331, 900</u>	<u>363, 400</u>	<u>393, 100</u>		123	281, 000	<u>331, 800</u>	<u>363, 300</u>	<u>393, 000</u>
	124	281, 400	<u>332, 200</u>	<u>363, 700</u>	<u>393, 400</u>		124	281, 400	<u>332, 100</u>	<u>363, 600</u>	<u>393, 300</u>
	125	281, 800	<u>332, 500</u>	<u>364, 000</u>	<u>393, 700</u>		125	281, 800	<u>332, 400</u>	<u>363, 900</u>	<u>393, 600</u>
	126	282, 200	<u>332, 800</u>	<u>364, 300</u>	<u>394, 000</u>		126	282, 200	<u>332, 700</u>	<u>364, 200</u>	<u>393, 900</u>
	127	282, 600	<u>333, 100</u>	<u>364, 600</u>	<u>394, 300</u>		127	282, 600	<u>333, 000</u>	<u>364, 500</u>	<u>394, 200</u>
	128	283, 000	<u>333, 400</u>	<u>364, 900</u>	<u>394, 600</u>		128	283, 000	<u>333, 300</u>	<u>364, 800</u>	<u>394, 500</u>
	129	283, 300	<u>333, 700</u>	<u>365, 200</u>	<u>394, 900</u>		129	283, 300	<u>333, 600</u>	<u>365, 100</u>	<u>394, 800</u>
	130	283, 700	<u>334, 000</u>	<u>365, 500</u>	<u>395, 200</u>		130	283, 700	<u>333, 900</u>	<u>365, 400</u>	<u>395, 100</u>
	131	284, 100	<u>334, 300</u>	<u>365, 800</u>	<u>395, 500</u>		131	284, 100	<u>334, 200</u>	<u>365, 700</u>	<u>395, 400</u>

改正後						改正前					
	132	284,500	<u>334,600</u>	<u>366,100</u>	<u>395,800</u>		132	284,500	<u>334,500</u>	<u>366,000</u>	<u>395,700</u>
	133	284,800	<u>334,900</u>	<u>366,400</u>	<u>396,100</u>		133	284,800	<u>334,800</u>	<u>366,300</u>	<u>396,000</u>
	134	285,100	<u>335,200</u>	<u>366,700</u>	<u>396,400</u>		134	285,100	<u>335,100</u>	<u>366,600</u>	<u>396,300</u>
	135	285,400	<u>335,500</u>	<u>367,000</u>	<u>396,700</u>		135	285,400	<u>335,400</u>	<u>366,900</u>	<u>396,600</u>
	136	285,700	<u>335,800</u>	<u>367,300</u>	<u>397,000</u>		136	285,700	<u>335,700</u>	<u>367,200</u>	<u>396,900</u>
	137	286,000	<u>336,100</u>	<u>367,600</u>	<u>397,300</u>		137	286,000	<u>336,000</u>	<u>367,500</u>	<u>397,200</u>
	138	286,300	<u>336,400</u>	<u>367,900</u>	<u>397,600</u>		138	286,300	<u>336,300</u>	<u>367,800</u>	<u>397,500</u>
	139	286,600	<u>336,700</u>	<u>368,200</u>	<u>397,900</u>		139	286,600	<u>336,600</u>	<u>368,100</u>	<u>397,800</u>
	140	286,900	<u>337,000</u>	<u>368,500</u>	<u>398,200</u>		140	286,900	<u>336,900</u>	<u>368,400</u>	<u>398,100</u>
	141	287,200	<u>337,300</u>	<u>368,800</u>	<u>398,500</u>		141	287,200	<u>337,200</u>	<u>368,700</u>	<u>398,400</u>
	142	287,500	<u>337,600</u>	<u>369,100</u>	<u>398,800</u>		142	287,500	<u>337,500</u>	<u>369,000</u>	<u>398,700</u>
	143	287,800	<u>337,900</u>	<u>369,400</u>	<u>399,100</u>		143	287,800	<u>337,800</u>	<u>369,300</u>	<u>399,000</u>
	144	288,100	<u>338,200</u>	<u>369,700</u>	<u>399,400</u>		144	288,100	<u>338,100</u>	<u>369,600</u>	<u>399,300</u>
	145	288,400	<u>338,500</u>	<u>370,000</u>	<u>399,700</u>		145	288,400	<u>338,400</u>	<u>369,900</u>	<u>399,600</u>
	146	288,700	<u>338,800</u>	<u>370,300</u>	<u>400,000</u>		146	288,700	<u>338,700</u>	<u>370,200</u>	<u>399,900</u>
	147	289,000	<u>339,100</u>	<u>370,600</u>	<u>400,300</u>		147	289,000	<u>339,000</u>	<u>370,500</u>	<u>400,200</u>

改正後						改正前					
	148	289,300	<u>339,400</u>	<u>370,900</u>	<u>400,600</u>		148	289,300	<u>339,300</u>	<u>370,800</u>	<u>400,500</u>
	149	289,600	<u>339,700</u>	<u>371,200</u>	<u>400,900</u>		149	289,600	<u>339,600</u>	<u>371,100</u>	<u>400,800</u>
	150	289,900	<u>340,000</u>	<u>371,500</u>			150	289,900	<u>339,900</u>	<u>371,400</u>	
	151	290,200	<u>340,300</u>	<u>371,800</u>			151	290,200	<u>340,200</u>	<u>371,700</u>	
	152	290,500	<u>340,600</u>	<u>372,100</u>			152	290,500	<u>340,500</u>	<u>372,000</u>	
	153	290,800	<u>340,900</u>	<u>372,400</u>			153	290,800	<u>340,800</u>	<u>372,300</u>	
	154	291,100	<u>341,200</u>	<u>372,700</u>			154	291,100	<u>341,100</u>	<u>372,600</u>	
	155	291,400	<u>341,500</u>	<u>373,000</u>			155	291,400	<u>341,400</u>	<u>372,900</u>	
	156	291,700	<u>341,800</u>	<u>373,300</u>			156	291,700	<u>341,700</u>	<u>373,200</u>	
	157	292,000	<u>342,100</u>	<u>373,600</u>			157	292,000	<u>342,000</u>	<u>373,500</u>	
	158	292,300	<u>342,400</u>	<u>373,900</u>			158	292,300	<u>342,300</u>	<u>373,800</u>	
	159	292,600	<u>342,700</u>	<u>374,200</u>			159	292,600	<u>342,600</u>	<u>374,100</u>	
	160	292,900	<u>343,000</u>	<u>374,500</u>			160	292,900	<u>342,900</u>	<u>374,400</u>	
	161	293,200	<u>343,300</u>	<u>374,800</u>			161	293,200	<u>343,200</u>	<u>374,700</u>	
	162	293,500	<u>343,600</u>	<u>375,100</u>			162	293,500	<u>343,500</u>	<u>375,000</u>	
	163	293,800	<u>343,900</u>	<u>375,400</u>			163	293,800	<u>343,800</u>	<u>375,300</u>	

改正後					改正前					
	164	294,100	<u>344,200</u>	<u>375,700</u>		164	294,100	<u>344,100</u>	<u>375,600</u>	
	165	294,400	<u>344,500</u>	<u>376,000</u>		165	294,400	<u>344,400</u>	<u>375,900</u>	
	166	294,700	<u>344,800</u>	<u>376,300</u>		166	294,700	<u>344,700</u>	<u>376,200</u>	
	167	295,000	<u>345,100</u>	<u>376,600</u>		167	295,000	<u>345,000</u>	<u>376,500</u>	
	168	295,300	<u>345,400</u>	<u>376,900</u>		168	295,300	<u>345,300</u>	<u>376,800</u>	
	169	295,600	<u>345,700</u>	<u>377,200</u>		169	295,600	<u>345,600</u>	<u>377,100</u>	
	170	295,900	<u>346,000</u>	<u>377,500</u>		170	295,900	<u>345,900</u>	<u>377,400</u>	
	171	296,200	<u>346,300</u>	<u>377,800</u>		171	296,200	<u>346,200</u>	<u>377,700</u>	
	172	296,500	<u>346,600</u>	<u>378,100</u>		172	296,500	<u>346,500</u>	<u>378,000</u>	
	173	296,800	<u>346,900</u>	<u>378,400</u>		173	296,800	<u>346,800</u>	<u>378,300</u>	
	174	297,100	<u>347,200</u>	<u>378,700</u>		174	297,100	<u>347,100</u>	<u>378,600</u>	
	175	297,400	<u>347,500</u>	<u>379,000</u>		175	297,400	<u>347,400</u>	<u>378,900</u>	
	176	297,700	<u>347,800</u>	<u>379,300</u>		176	297,700	<u>347,700</u>	<u>379,200</u>	
	177	298,000	<u>348,100</u>	<u>379,600</u>		177	298,000	<u>348,000</u>	<u>379,500</u>	
	178	298,300	<u>348,400</u>	<u>379,900</u>		178	298,300	<u>348,300</u>	<u>379,800</u>	
	179	298,600	<u>348,700</u>	<u>380,200</u>		179	298,600	<u>348,600</u>	<u>380,100</u>	

改正後					改正前					
	180	298,900	<u>349,000</u>	<u>380,500</u>		180	298,900	<u>348,900</u>	<u>380,400</u>	
	181	299,200	<u>349,300</u>	<u>380,800</u>		181	299,200	<u>349,200</u>	<u>380,700</u>	
	182	299,500	<u>349,600</u>	<u>381,100</u>		182	299,500	<u>349,500</u>	<u>381,000</u>	
	183	299,800	<u>349,900</u>	<u>381,400</u>		183	299,800	<u>349,800</u>	<u>381,300</u>	
	184	300,100	<u>350,200</u>	<u>381,700</u>		184	300,100	<u>350,100</u>	<u>381,600</u>	
	185	300,400	<u>350,500</u>	<u>382,000</u>		185	300,400	<u>350,400</u>	<u>381,900</u>	
	186	300,700	<u>350,800</u>	<u>382,300</u>		186	300,700	<u>350,700</u>	<u>382,200</u>	
	187	301,000	<u>351,100</u>	<u>382,600</u>		187	301,000	<u>351,000</u>	<u>382,500</u>	
	188	301,300	<u>351,400</u>	<u>382,900</u>		188	301,300	<u>351,300</u>	<u>382,800</u>	
	189	301,600	<u>351,700</u>	<u>383,200</u>		189	301,600	<u>351,600</u>	<u>383,100</u>	
	190	301,900	<u>352,000</u>	<u>383,500</u>		190	301,900	<u>351,900</u>	<u>383,400</u>	
	191	302,200	<u>352,300</u>	<u>383,800</u>		191	302,200	<u>352,200</u>	<u>383,700</u>	
	192	302,500	<u>352,600</u>	<u>384,100</u>		192	302,500	<u>352,500</u>	<u>384,000</u>	
	193	302,800	<u>352,900</u>	<u>384,400</u>		193	302,800	<u>352,800</u>	<u>384,300</u>	
	194	303,100	<u>353,200</u>			194	303,100	<u>353,100</u>		
	195	303,400	<u>353,500</u>			195	303,400	<u>353,400</u>		

改正後					改正前					
	196	303,700	<u>353,800</u>			196	303,700	<u>353,700</u>		
	197	304,000	<u>354,100</u>			197	304,000	<u>354,000</u>		
	198	304,300	<u>354,400</u>			198	304,300	<u>354,300</u>		
	199	304,600	<u>354,700</u>			199	304,600	<u>354,600</u>		
	200	304,900	<u>355,000</u>			200	304,900	<u>354,900</u>		
	201	305,200	<u>355,300</u>			201	305,200	<u>355,200</u>		
	202	305,500	<u>355,600</u>			202	305,500	<u>355,500</u>		
	203	305,800	<u>355,900</u>			203	305,800	<u>355,800</u>		
	204	306,100	<u>356,200</u>			204	306,100	<u>356,100</u>		
	205	306,400	<u>356,500</u>			205	306,400	<u>356,400</u>		
	206	306,700	<u>356,800</u>			206	306,700	<u>356,700</u>		
	207	307,000	<u>357,100</u>			207	307,000	<u>357,000</u>		
	208	307,300	<u>357,400</u>			208	307,300	<u>357,300</u>		
	209	307,600	<u>357,700</u>			209	307,600	<u>357,600</u>		
	210	307,900	<u>358,000</u>			210	307,900	<u>357,900</u>		
	211	308,200	<u>358,300</u>			211	308,200	<u>358,200</u>		

改正後					改正前					
	212	308,500	<u>358,600</u>			212	308,500	<u>358,500</u>		
	213	308,800	<u>358,900</u>			213	308,800	<u>358,800</u>		
	214	309,100	<u>359,200</u>			214	309,100	<u>359,100</u>		
	215	309,400	<u>359,500</u>			215	309,400	<u>359,400</u>		
	216	309,700	<u>359,800</u>			216	309,700	<u>359,700</u>		
	217	310,000	<u>360,100</u>			217	310,000	<u>360,000</u>		
	218	310,300	<u>360,400</u>			218	310,300	<u>360,300</u>		
	219	310,600	<u>360,700</u>			219	310,600	<u>360,600</u>		
	220	310,900	<u>361,000</u>			220	310,900	<u>360,900</u>		
	221	311,200	<u>361,300</u>			221	311,200	<u>361,200</u>		
	222	311,500	<u>361,600</u>			222	311,500	<u>361,500</u>		
	223	311,800	<u>361,900</u>			223	311,800	<u>361,800</u>		
	224	312,100	<u>362,200</u>			224	312,100	<u>362,100</u>		
	225	312,400	<u>362,500</u>			225	312,400	<u>362,400</u>		
	226	312,700				226	312,700			
	227	313,000				227	313,000			

改正後					改正前					
	228	313,300				228	313,300			
	229	313,600				229	313,600			
	230	313,900				230	313,900			
	231	314,200				231	314,200			
	232	314,500				232	314,500			
	233	314,800				233	314,800			
	234	315,100				234	315,100			
	235	315,400				235	315,400			
	236	315,700				236	315,700			
	237	316,000				237	316,000			
	238	316,300				238	316,300			
	239	316,600				239	316,600			
	240	316,900				240	316,900			
	241	317,200				241	317,200			
	242	317,500				242	317,500			
	243	317,800				243	317,800			

改正後					改正前				
	244	318,100				244	318,100		
	245	318,400				245	318,400		
	246	318,700				246	318,700		
	247	319,000				247	319,000		
	248	319,300				248	319,300		
	249	319,600				249	319,600		
	250	319,900				250	319,900		
	251	320,200				251	320,200		
	252	320,500				252	320,500		
	253	320,800				253	320,800		
	254	321,100				254	321,100		
	255	321,400				255	321,400		
	256	321,700				256	321,700		
	257	322,000				257	322,000		
	258	322,300				258	322,300		
	259	322,600				259	322,600		

改正後						改正前					
	260	322,900					260	322,900			
	261	323,200					261	323,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		給料基 準月額	給料基 準月額	給料基 準月額	給料基 準月額	再任用 職員		208,100	222,400	242,600	274,000
		208,100	222,400	242,600	274,000			208,100	222,400	242,600	274,000
別表第4（第14条の3関係） 備考 定年前再任用短時間勤務職員の支給月額は、その額に勤務時間除数を乗じて得た額とする。						別表第4（第14条の3関係） 備考 再任用短時間勤務職員の支給月額は、その額に勤務時間除数を乗じて得た額とする。					

付 則
(施行日等)

第1条 この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条中第4条第9号の改正規定、第4条の2を削る改正規定、第8条の3第2項第2号の改正規定、第13条第2項の改正規定、第18条第4項の改正規定、第18条の4第4項（「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める部分に限る。）の改正規定、第19条第3項及び第4項の改正規定、別表第1（定年前再任用短時間勤務職員に関する部分に限る。）の改正規定、別表第1の2（定年前再任用短時間勤務職員に関する部分に限る。）の改正規定並びに付則に8項を加える改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の狛江市職員の給料等に関する条例（以下「新給料条例」という。）別表第1中給料月額の改正規定、備考第2項及び第3項の改正規定並びに別表第1の2中給料月額の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年12月に支給する期末手当の特例)

第3条 令和4年12月に支給する期末手当については、第1条中第10条第2項の改正規定にかかわらず、同条同項中「100分の172.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

(給与の内払い)

第4条 この条例による改正前の狛江市職員の給料等に関する条例に基づいて令和4年4月1日から施行日の前日までに職員に支払われた給与は、新給料条例の規定による給与の内払いとみなす。

(令和4年12月に支給する勤勉手当の特例)

第5条 令和4年12月に支給する勤勉手当については、第2条中第18条の4第2項から第4項までの改正規定にかかわらず、同条第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の112.5」とし、同条第3項中「100分の127.5」とあるのは「100分の132.5」とし、「100分の137.5」とあるのは「100分の142.5」とし、同条第4項中「100分の52.5」とあるのは「100分の55」とし、「100分の62.5」とあるのは「100分の65」とする。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第6条 新給料条例付則第4項から第11項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第7条 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給料条例第4条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される同条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給料条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第 号)による改正後の狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給料条例第18条第4項、第18条の4第4項並びに第19条第3項及び第4項を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給料条例第8条の3第2項第2号及び第13条第2項の規定を適用する。

5 前各項に規定するもののほか暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員について必要な事項は、規則で定める。

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行及び令和4年東京都人事委員会勧告に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 51 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(狛江市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 狛江市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正 後	改正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条）</p> <p>第 2 章 定年制度（第 2 条－第 5 条）</p> <p>第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条－第 11 条）</p> <p>第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条）</p> <p>第 5 章 雑則（第 13 条）</p> <p>付則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで、第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。またこれらの規定により延長された期間を含む。以下この項及び次項において同じ。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させるときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p>	<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</p>	<p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p> <p>5 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第2号）第14条の3に規定する職とする。</p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p>第7条 法第28条の2第2項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</p> <p><u>(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。以下この章において「降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。</p> <p>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。</p> <p>(3) 当該職員の他の職への降任等をする際、同時に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号</p>	

改正後	改正前
<p>において「上位職職員」という。)の他の職への降任等をする場合には、第1号に掲げる基準に従いやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</p> <p>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</p> <p>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な</p>	

改正後	改正前
<p><u>障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p><u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p> <p>第10条 <u>任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u></p> <p>第11条 <u>任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制</p> <p><u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u></p> <p>第12条 <u>任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に</u></p>	

改正後	改正前
<p>任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の任命権者が規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 雑則</p> <p style="text-align: center;">(雑則)</p> <p>第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(定年に関する経過措置)</p> <p>3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1・2 (略)</p>

改正後

改正前

げる字句に読み替えるものとする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以

改正後	改正前
後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。	

(狛江市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 狛江市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日における給料月額及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、狛江市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年条例第24号)第2条第1項に規定する報酬の額(狛江市職員の給料等に関する条例(昭和26年条例第2号)第8条の3に規定する通勤手当に相当する額及び同条例第13条に規定する超過勤務手当に相当する額を除く。))の5分の1以下の範囲内において減給する。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上1年以下の範囲とする。</p> <p>2 減給は、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、狛江市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年条例24号)第2条第1項に規定する報酬の額)の5分の1以下の範囲内において減給する。</p>

(狛江市一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 狛江市一般職の職員の旅費に関する条例(平成元年条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u>の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u>の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(狛江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 狛江市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 狛江市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第16号。<u>以下「定年条例」という。</u>)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 狛江市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第16号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) (略)</p>

(狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成13年条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(正規の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(正規の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 <u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第15条 年次有給休暇は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。）ごとの休暇とし、<u>その</u>日数は20日（非常勤の職を占める職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を越えない範囲内で、任命権者が別に定める日数）とする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>3 <u>法第28条の5第1項及び第28条の6第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>任命権者は、職員を特に休日のうち半日について勤務することを命じた場合には、規則に定めるところにより勤務日等に割り振られた半日について勤務することを要しないこととすることができる。</u></p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第15条 年次有給休暇は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。）ごとの休暇とし<u>その</u>日数は20日（非常勤の職を占める職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を越えない範囲内で、任命権者が別に定める日数）とする。</p> <p>2～4 (略)</p>

(狛江市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正)

第6条 狛江市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成14年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる</p>

改 正 後	改 正 前
<p>職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(狛江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 狛江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(市長による公表の方法)</p> <p>第7条 前条の<u>規定</u>による公表は、次に掲げる方法で行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(市長による公表の方法)</p> <p>第7条 前条による公表は、次に掲げる方法で行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条及び付則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日前にこの条例による改正前の狛江市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第16号。以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の狛江市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の任命権者が規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該任命権者が規則で定める職にあっては、任命権者が規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の任命権者が規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 20年以上勤務して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

- (4) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の任命権者が規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の任命権者が規則で定める情報に基づく選考によ

り、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。付則第8条において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の任命権者が規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1）施行日以後に新たに設置された職

（2）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1）施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（2）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

（1）基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の任命権者が規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該任命権者が規則で定める短時間勤務の職にあつては、任命権者が規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該任命権者が規則で定める短時間勤務の職にあつては、任命権者が規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 狛江市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第30号）は、廃止する。

(狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に関する経過措置)

第11条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員はこの条例による改正後の狛江市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 52 号

狛江市多世代・多機能型交流拠点の設置及び管理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 24 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市多世代・多機能型交流拠点の設置及び管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市において借り上げた施設において、対象者を限定することなく、子どもから高齢者まで市民誰もがいつでも気軽に立ち寄ることのできる交流の場を提供し、市民同士の交流を促進し、もって地域共生社会を実現するための拠点として、狛江市多世代・多機能型交流拠点（以下「多世代・多機能型交流拠点」という。）を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(位置)

第 2 条 多世代・多機能型交流拠点の位置は、次のとおりとする。

位置 東京都狛江市駒井町三丁目 7 番 1 号

(基本姿勢)

第 3 条 多世代・多機能型交流拠点の管理及び運営に携わる職員は、多世代・多機能型交流拠点の機能が発揮され、市民にとって最善の利益が図られるよう、総合的な観点をもって管理運営しなければならない。

(開館時間及び休館日)

第 4 条 多世代・多機能型交流拠点の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の制限及び停止)

第 5 条 市長は、多世代・多機能型交流拠点を利用するもの（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、多世代・多機能型交流拠点の利用を制限し、又は停止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 多世代・多機能型交流拠点の施設並びに付属設備及び器具（以下「付属設備等」という。）を毀損し、又は滅失させるおそ

れがあると認められるとき。

- (3) 政治活動又は宗教活動をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 営利行為を目的とするとき。
- (5) 多世代・多機能型交流拠点の設置の目的に反した利用をするおそれがあると認められるとき。
- (6) 災害その他の事故により利用することができなくなったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、多世代・多機能型交流拠点の管理及び運営上支障があると認められるとき。

(事業)

第6条 市長は、多世代・多機能型交流拠点において次に掲げる事業を行う。

- (1) 交流の場の提供と交流の促進事業
- (2) 相談支援事業
- (3) アウトリーチ事業
- (4) 地域の子育て・高齢者等関連情報提供事業
- (5) その他地域共生社会の実現に資する事業

(利用料)

第7条 多世代・多機能型交流拠点の利用は、無料とする。ただし、食事代等の実費については、この限りでない。

(原状回復義務)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

- (1) 多世代・多機能型交流拠点の利用を終了したとき。
- (2) 第5条の規定により利用の制限又は停止をされたとき。

(損害賠償の義務)

第9条 利用者は、多世代・多機能型交流拠点の施設又は附属設備等を毀損し、又は滅失させたときは、その損害相当額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(免責)

第10条 利用者が市の責によらない事故のために死亡、疾病又は負傷したときは、市はその賠償の責を負わない。

(管理)

第11条 多世代・多機能型交流拠点の管理は、市長が行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができるものとする。

2 前項ただし書の規定による指定管理者の指定手続等については、狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第27号）の定めるところによる。

3 多世代・多機能型交流拠点は、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。
(指定管理者が行う業務)

第12条 前条の規定により、指定管理者に多世代・多機能型交流拠点の管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条に規定する基本姿勢に沿った運営に関する事。
- (2) 第5条に規定する利用の制限及び停止に関する事。
- (3) 第6条に規定する事業の実施に関する事。
- (4) 多世代・多機能型交流拠点の施設及び付属設備等の維持管理に関する事。
- (5) その他管理上市が必要と認める事。

2 前項に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第5条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 第11条の規定により、指定管理者に多世代・多機能型交流拠点の管理を行わせる場合には、当該指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、適正に多世代・多機能型交流拠点の管理を行わなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に際し第6条に規定する事業の実施その他必要な準備行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき駒井町三丁目7番1号に開設予定の多世代・多機能型交流拠点の設置及びその管理に関する事項について、所要の条例整備を行うため。

議案第 53 号

狛江市立小・中学校児童生徒用タブレット等の購入

上記の議案について、下記のとおり契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 狛江市立小・中学校児童生徒用タブレット等の購入
- 2 納入場所 ネットワーク構築事業者指定場所
- 3 契約金額 金 56,489,400円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,135,400円)
- 4 契約の方法 指名競争入札
- 5 契約の相手方 東京都江東区東陽二丁目3番25号
株式会社内田洋行 営業統括グループ
取締役上席執行役員 営業統括グループ統括 小柳諭司

令和4年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため。

同意第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市猪方三丁目
氏名・年齢	石澤 周子 ・ 66歳

令和 4 年11月24日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるため。